第３期安堵町
子ども・子育て支援事業計画

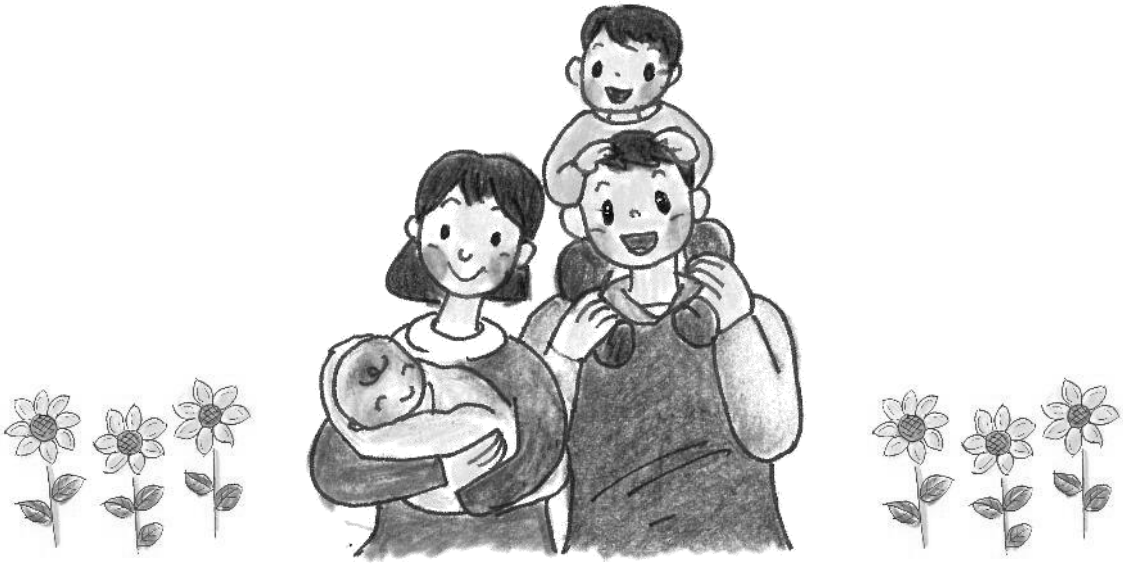

令和７年３月

安堵町

はじめに

近年における少子高齢化の進行による社会構造の変化や社会情勢の変化に伴い、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変わるとともに、子どもの貧困やヤングケアラーといった新たな課題がみられるようになりました。

これらの状況を背景として、国では子どもの最善の利益を第一に考え、子ども政策を推進する体制の強化を図るため、令和５年４月に「こども家庭庁」が発足されました。さらに、各種子育て支援の充実に加えて、子どもと子育て家庭への切れ目のない支援の強化や、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する動きが一層求められています。

本町においては、「子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち」を基本理念とする「第２期安堵町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実に取り組んでまいりました。令和６年度には新たな子育て支援拠点として「Living Park キラリエ」を開設し、子どもの健やかな育ちを支えるための取り組みについて一層の推進を図っているところです。

このような中、子どもとその家庭への取り組みをさらに充実させるとともに、地域全体で子育てを支える体制を強化するため、新たに今後５年間を計画期間とする「第３期安堵町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもはまちの宝です。行政と関係団体や関係機関が連携し、子どもの健やかな育ちを支え、地域全体で子育てを支援していくことができるよう、さらに取り組みを充実させてまいります。本町の子ども・子育て支援のさらなる推進に向けて、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、さまざまなご意見をいただきました「安堵町子ども・子育て会議」の皆様並びに調査にご協力いただきました住民及び関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和７年３月

安堵町長 西本 安博

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　計画の位置づけ 2
　３　計画の期間 2

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題 3
　１　統計からみる安堵町の状況 3
　２　子育て支援に関するアンケート調査結果 9
　３　前回計画の取り組み状況 22
　４　子ども・子育てを取り巻く課題と今後の方向性 26

第３章　基本的な方向性 27
　１　計画の基本理念 27
　２　計画の目標 27
　３　計画の体系 28

第４章　施策の展開 29
　１　子どもがすくすく育つ仕組みづくり 29
　２　子どもがのびのび育つ家庭づくり 38
　３　子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり 41

第５章　成育医療等基本方針に基づく評価指標 46

第６章　量の見込みと確保の内容 47
　１　事業の提供区域の設定 47
　２　量の見込みと確保の方策 47

第７章　計画の推進にあたって 56
　１　計画の推進の担い手と役割 56
　２　計画の進行管理 56

資料編 57
　１　用語解説 57
　２　安堵町子ども・子育て会議設置要綱 60
　３　安堵町子ども・子育て会議委員名簿 61
　４　策定経過 62

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

少子化の進行とともに家庭や地域を取り巻く環境が変化する中で、子どもが安心して健やかにはぐくまれるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくために、「子ども・子育て関連３法※1」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に始まりました。市町村においてはこの新制度に基づき、実施主体として幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付や事業を計画的に実施することとされています。

また、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備のため、待機児童の解消を目指し、こども園や民間サービスを含めた地域の子育て資源の活用を進めるための取り組み、子どもの貧困※2対策の推進、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに令和３年には「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和５年４月に「こども基本法※3」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が発足しました。

安堵町（以下、「本町」という。）においては、平成 17 年３月に「あんど子育て支援地域計画－安堵町次世代育成支援行動計画－」、平成 27 年３月に「安堵町子ども・子育て支援事業計画」、令和２年３月に「第２期安堵町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、前回計画の計画期間が令和６年度で満了となることに伴い、近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状を踏まえ、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第３期安堵町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※1　平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことで、子ども・子育て支援制度の根拠法。

※2　生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもの状態。

※3　子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月に施行された。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映等について定めている。

２　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第１項による市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画、「成育医療等基本方針※」による成育医療等に関する計画を兼ねるものとします。また、本計画は、町の最上位計画である「安堵町総合計画」やその他各関連計画等との整合を図りながら、施策を推進します。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。ただし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行っていくものとします。

※　「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて成育医療等の施策に関する基本的な考え方や役割、施策等を示した基本方針。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題

※各項目の比率は、小数点以下第２位を四捨五入して算出しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

１　統計からみる安堵町の状況

（１）人口・世帯の状況

総人口の推移をみると、減少傾向となっています。

年齢３区分別人口構成比の推移をみると、０～14 歳の年少人口割合及び 15～64 歳の生産年齢人口割合は減少しており、65 歳以上の老年人口割合は増加しています。

年齢３区分別人口の推移

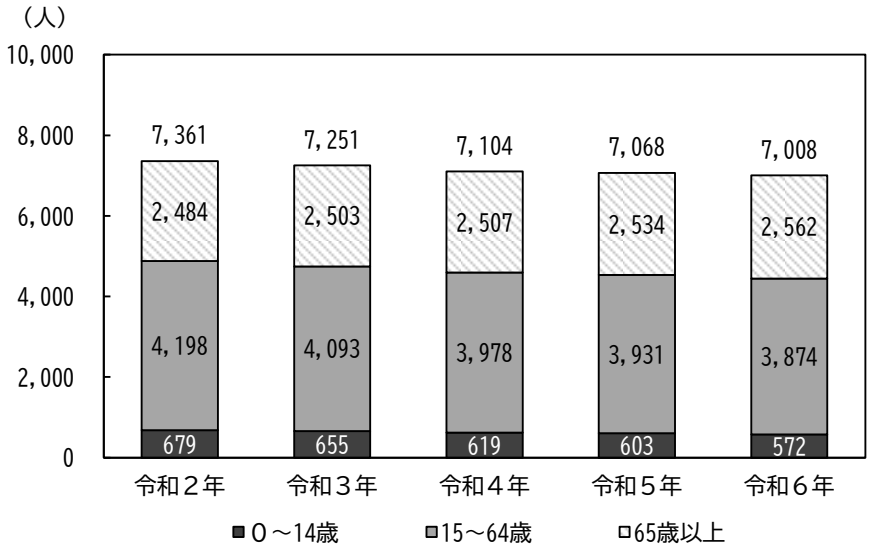

資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

年齢３区分別人口構成比の推移

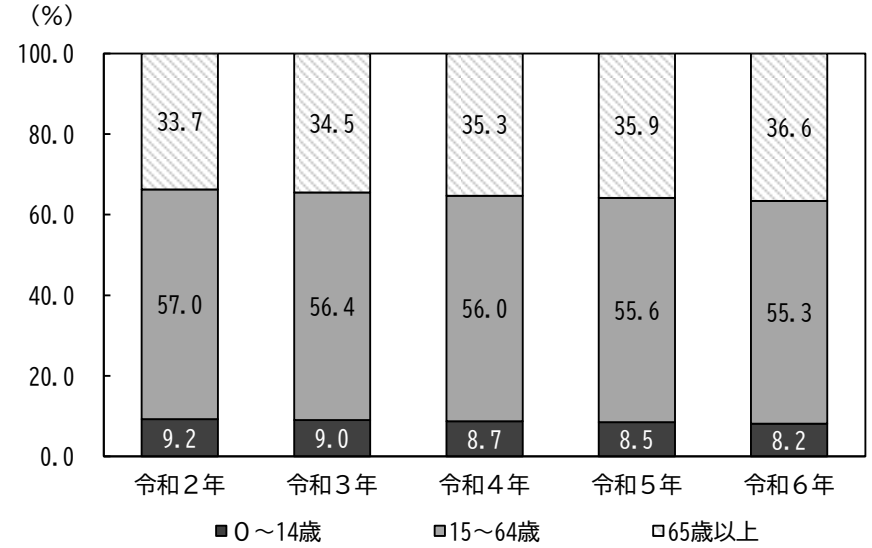

資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

年少人口の推移をみると、各区分ともに若干の増減がみられるものの、令和２年以降は減少傾向で推移しています。また、推計をみると、年少人口の減少傾向は続き、令和 11 年の総人口に占める年少人口割合は 7.2%となる見込みです。

年少人口の推移と推計

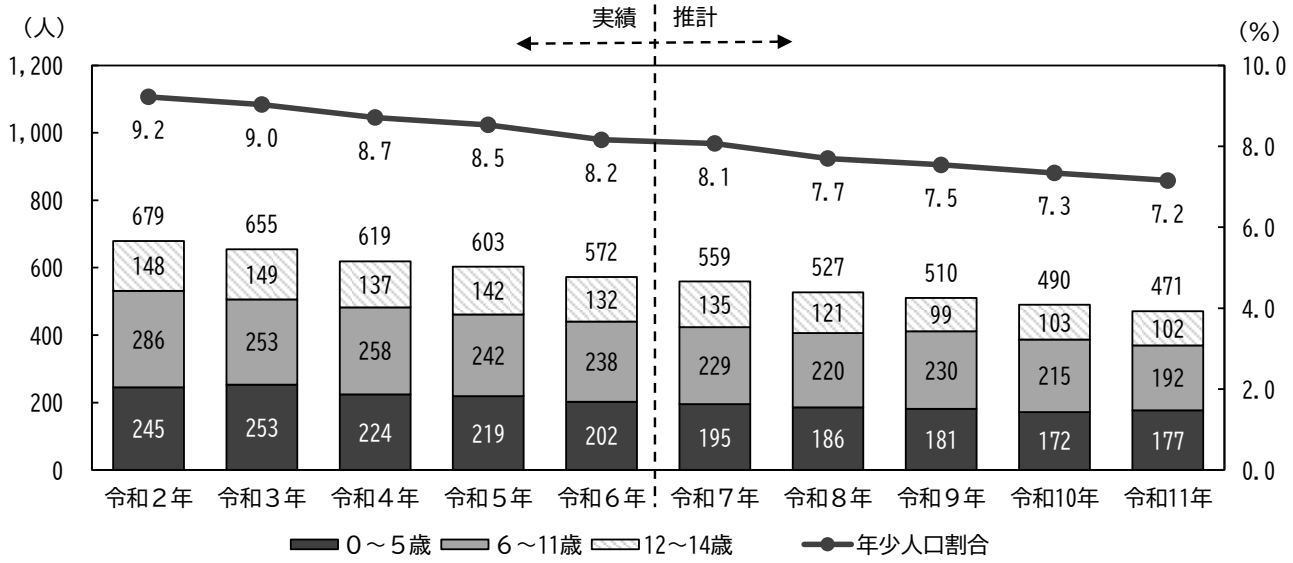

資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

一般世帯数と１世帯当たり人員の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にある一方で、１世帯当たり人員は減少傾向となっています。

一般世帯数と１世帯当たり人員の推移

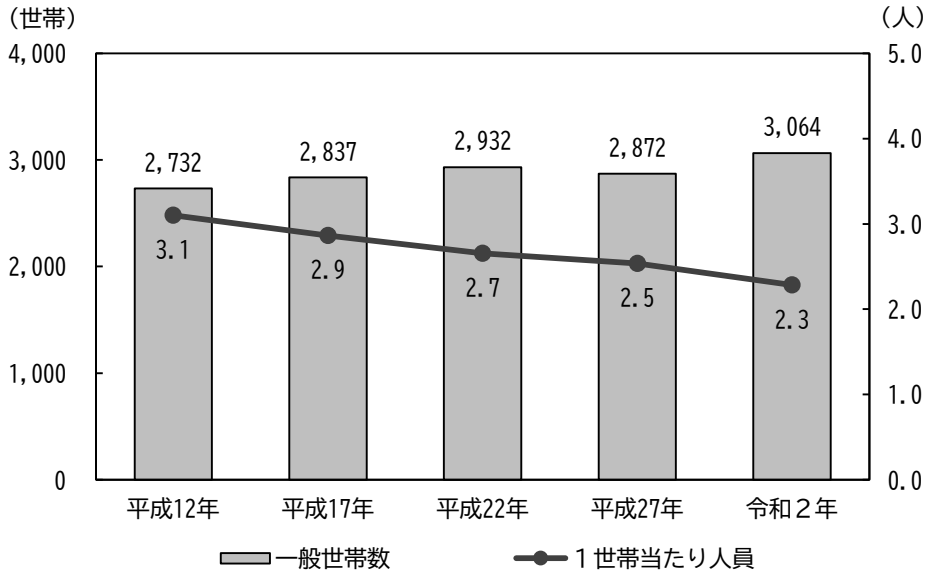

資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成 27 年まで増加傾向となっていましたが、令和２年は減少しています。父子世帯数は平成 22 年以降減少傾向となっています。また、平成 12 年と令和２年のひとり親世帯数を比較すると、総数は約 1.7 倍となっています。

ひとり親世帯数の推移

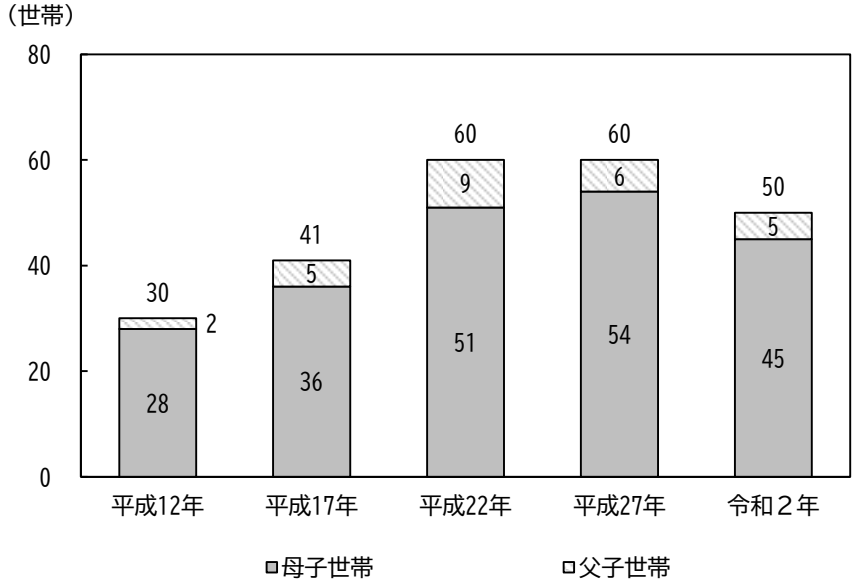

資料：国勢調査

（２）人口動態の状況

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。社会動態の推移をみると、令和２年、令和３年を除き、転入者数が転出者数を上回る社会増で推移しています。

また、自然動態と社会動態を合わせた人口動態をみると、人口純減となっており、特に令和２年、令和３年は 100 人台での減少となっています。

人口動態の推移

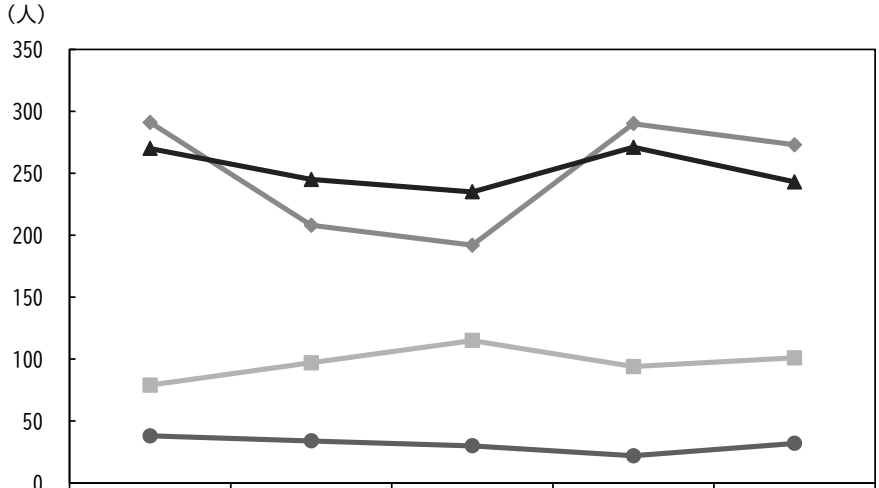

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生数	38	34	30	22	32
死亡数	79	97	115	94	101
転入者数	291	208	192	290	273
転出者数	270	245	235	271	243

資料：住民基本台帳

自然動態・社会動態の推移

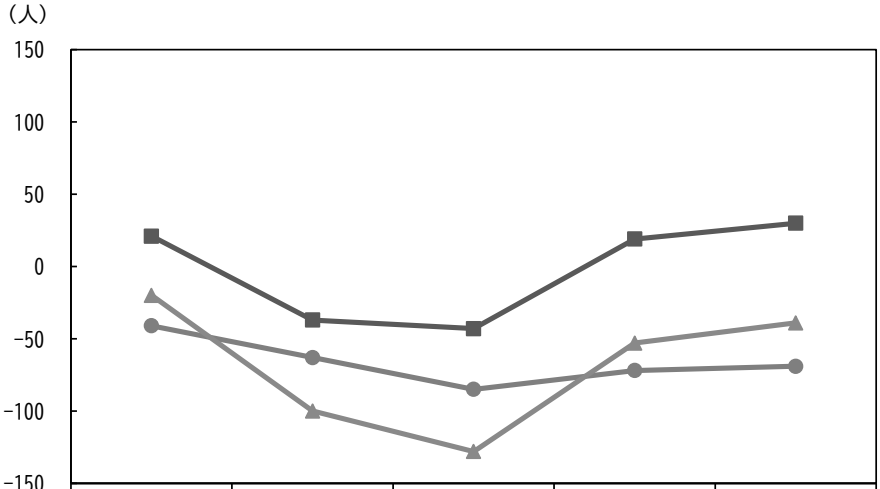

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
自然動態	-41	-63	-85	-72	-69
社会動態	21	-37	-43	19	30
純人口増減	-20	-100	-128	-53	-39

資料：住民基本台帳

合計特殊出生率※の推移をみると、安堵町は減少傾向で推移しており、近年 1.20 を割っています。また、近年は全国や奈良県より低い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移

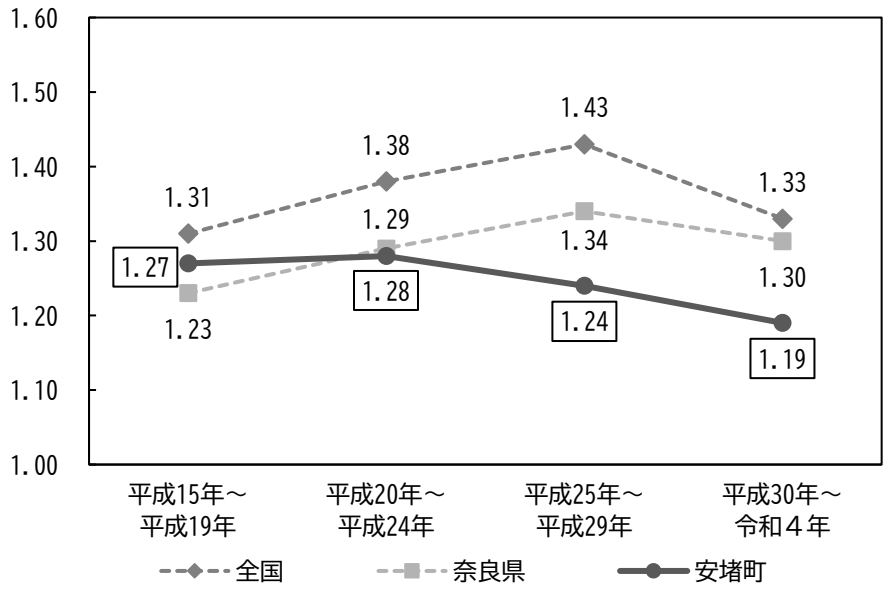

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和元年は 30 件台でしたが、令和３年以降は 20 件台で推移しています。離婚件数は 10 件以下で推移しており、令和５年は８件となっています。

婚姻・離婚件数の推移

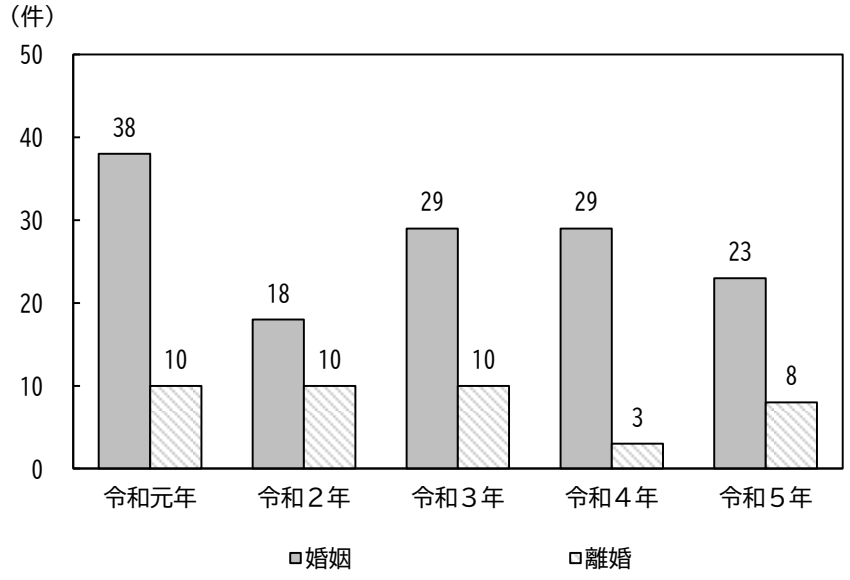

資料：住民基本台帳

※ その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

（３）就労の状況

令和２年の女性の年齢別就業率をみると、平成 27 年と比較して、すべての年齢区分で就業率が上昇しており、特に 25 歳～34 歳での上昇が顕著となっています。

女性の年齢別就業率の推移

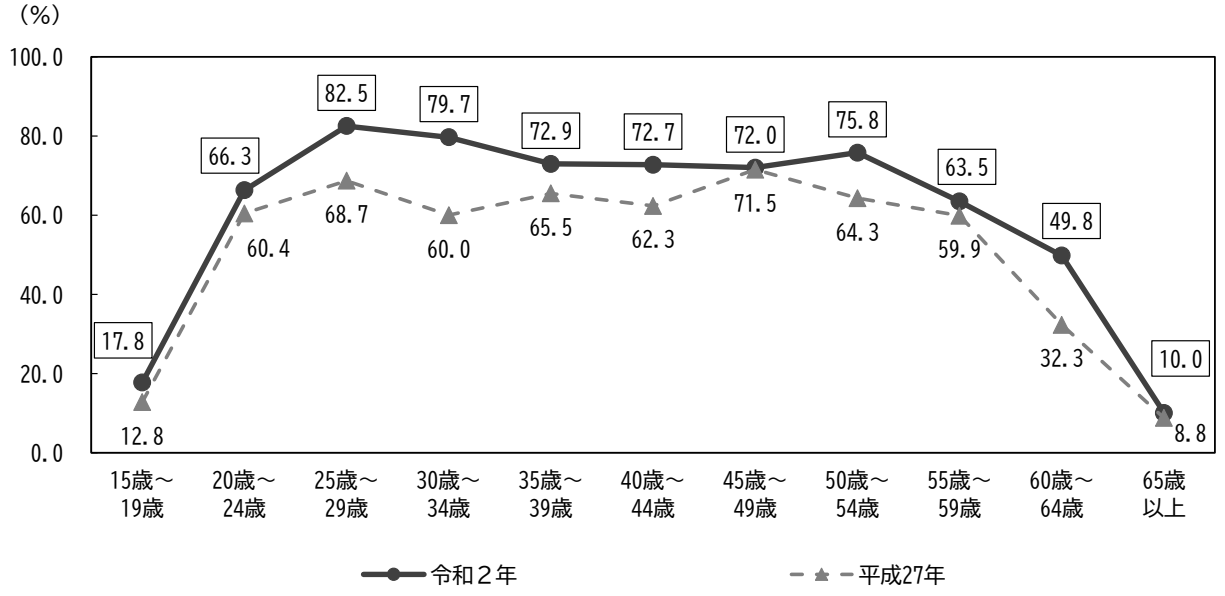

資料：国勢調査

２　子育て支援に関するアンケート調査結果

（１）調査概要

本計画の策定にあたり、保育ニーズや安堵町の子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、小・中学生の普段の生活や意識についてお伺いし、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。概要は下記のとおりです。

項目	就学前保護者調査	小・中学生保護者調査	小・中学生調査
調査対象者	町内在住の就学前のお子さんがいる保護者の方	町内在住の小・中学生のお子さんがいる保護者の方	町内の小・中学校に通学する小学４～６年生及び中学１～３年生の児童・生徒
調査期間	令和６年３月 11 日（月）～３月 25 日（月）		令和６年３月
調査方法	ＷＥＢ配布・ＷＥＢ回収		
配布数	242 件	377 件	―
有効回収数（有効回収率）	127 件（52.5%）	194 件（51.5%）	237 件

（２）保護者調査の結果

教育・保育サービスについて

① 平日の定期的な教育・保育サービスについて（就学前児童保護者）

平日に利用している教育・保育事業と、今後希望する教育・保育事業の状況については、「認定こども園（保育園としての利用）」が、現状で 69.9%、希望で 70.1%と最も高くなっています。

平日に利用している
教育・保育事業（複数回答）

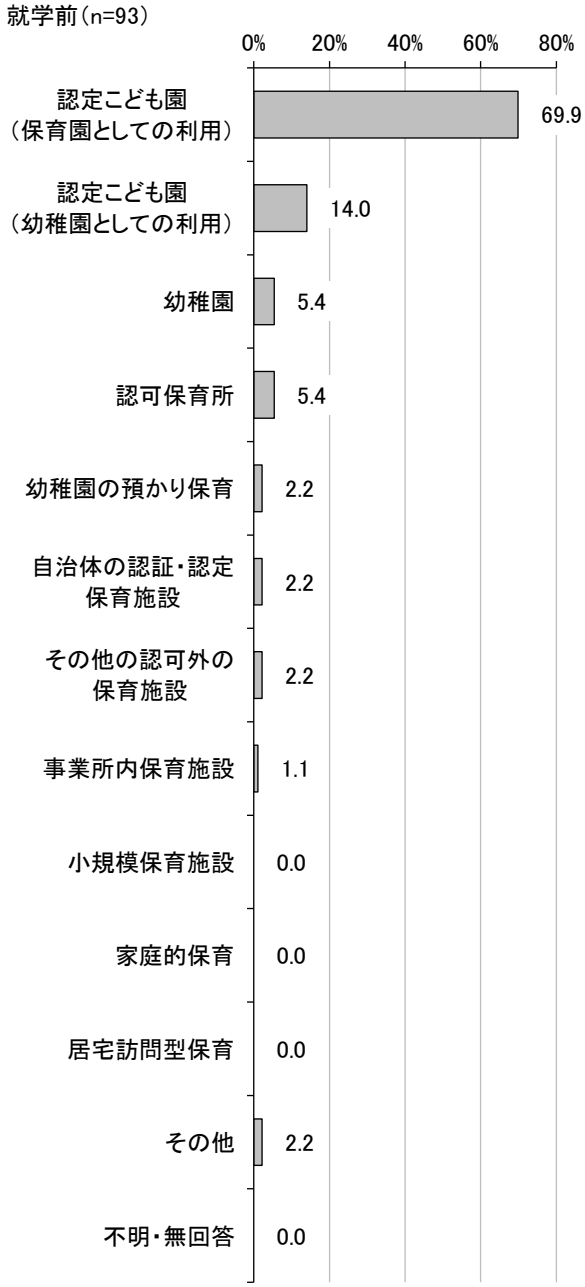

今後、平日に利用したいと考える
教育・保育事業（複数回答）

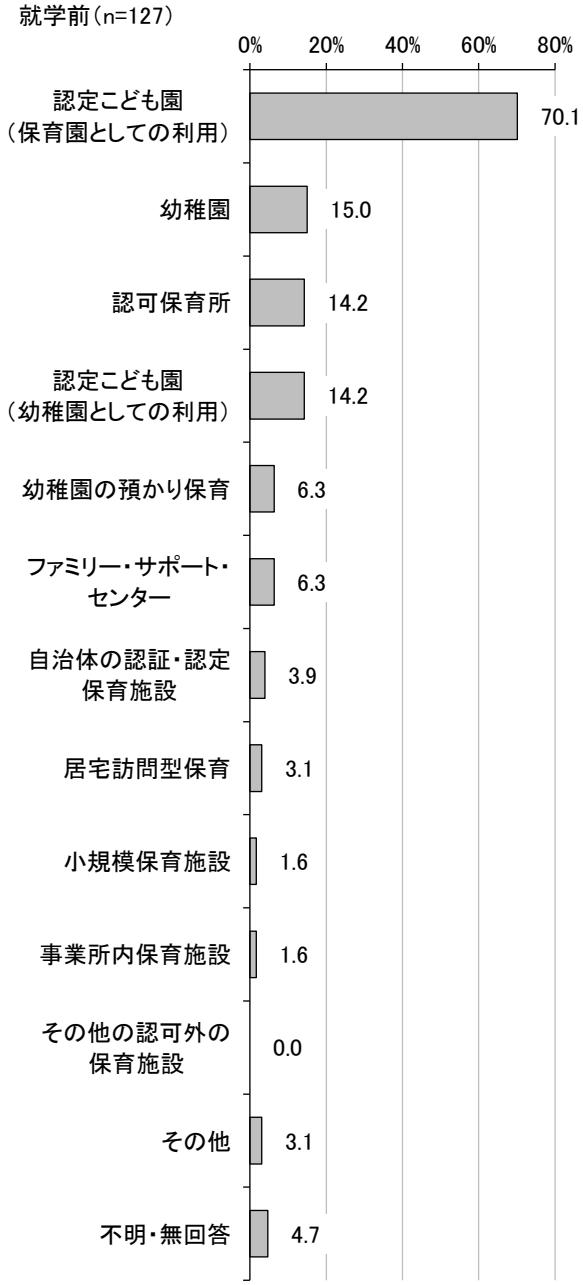

② 休日の定期的な教育・保育サービスについて（就学前児童保護者）

土曜日と日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用意向については、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に１～２回は利用したい」の合計）が、土曜日では 39.4%、日曜日・祝日では 25.2%となっています。

土曜日と日曜日・祝日の教育・保育サービスに対する利用意向（単数回答）

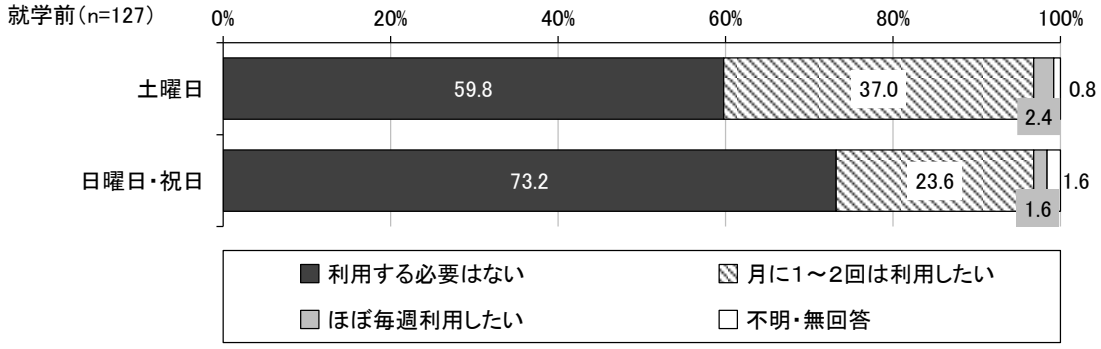

③ 病気の際の対応について

子どもが病気やケガの際、父親または母親が休んだ場合の病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したいと思った」が就学前で 33.7%、小・中学生で 18.8%となっています。

病児・病後児のための保育施設の利用意向（単数回答）

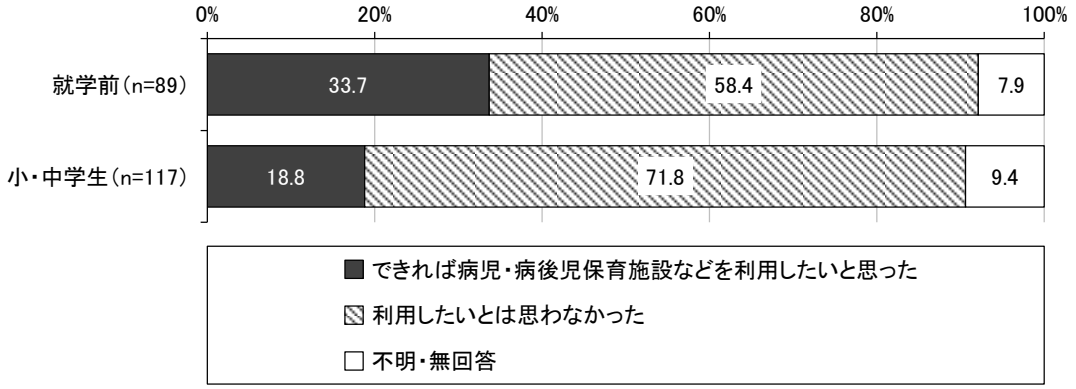

④ 子育て支援サービスについて（就学前児童保護者）

子育て支援サービスの認知度、利用状況、今後利用したいと思う子育て支援サービスについては、〔乳幼児健診〕の割合が高くなっています。

子育て支援サービスの認知度、利用状況、満足度（単数回答）

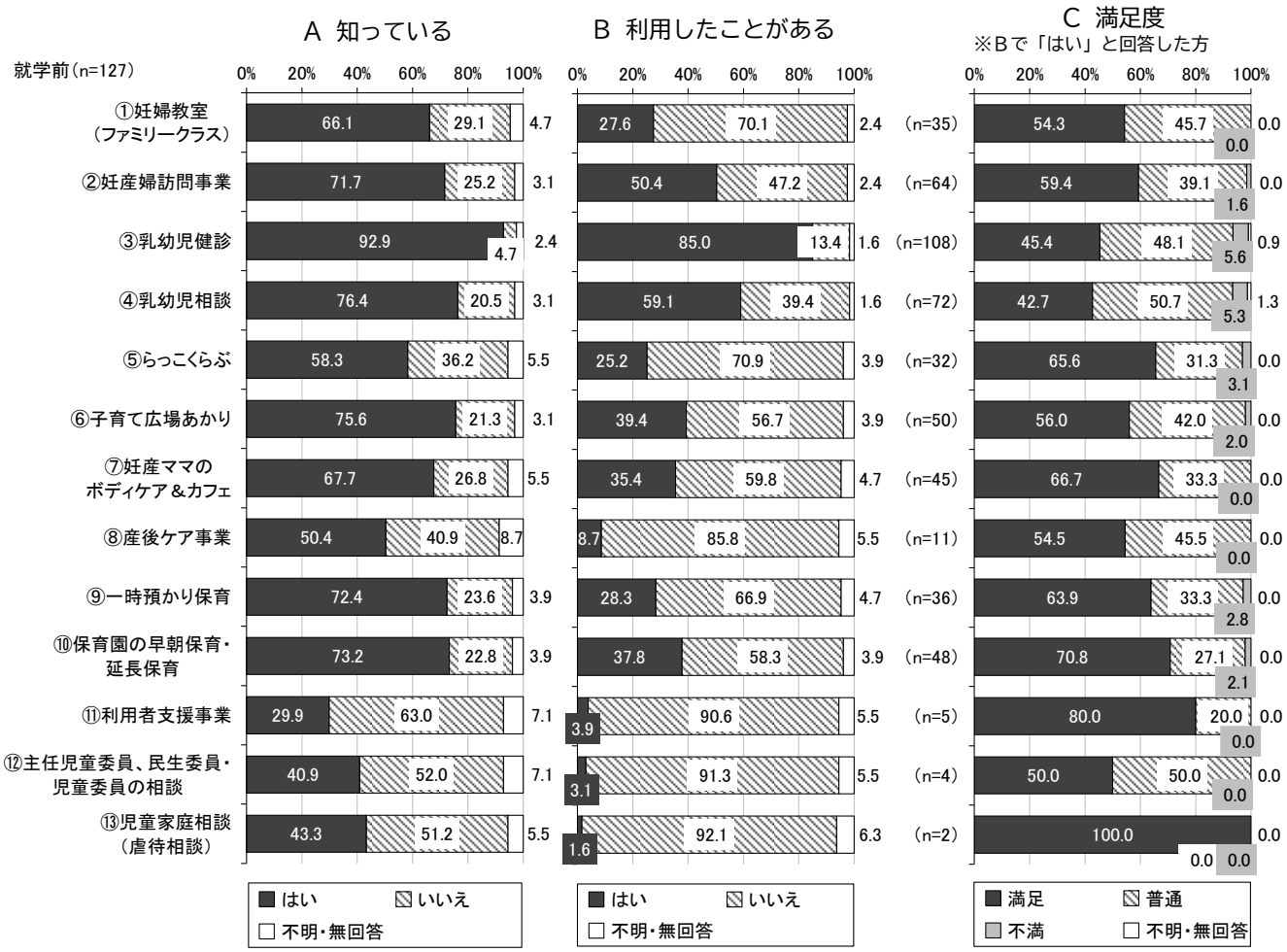

今後、利用したいと思うもの（複数回答）

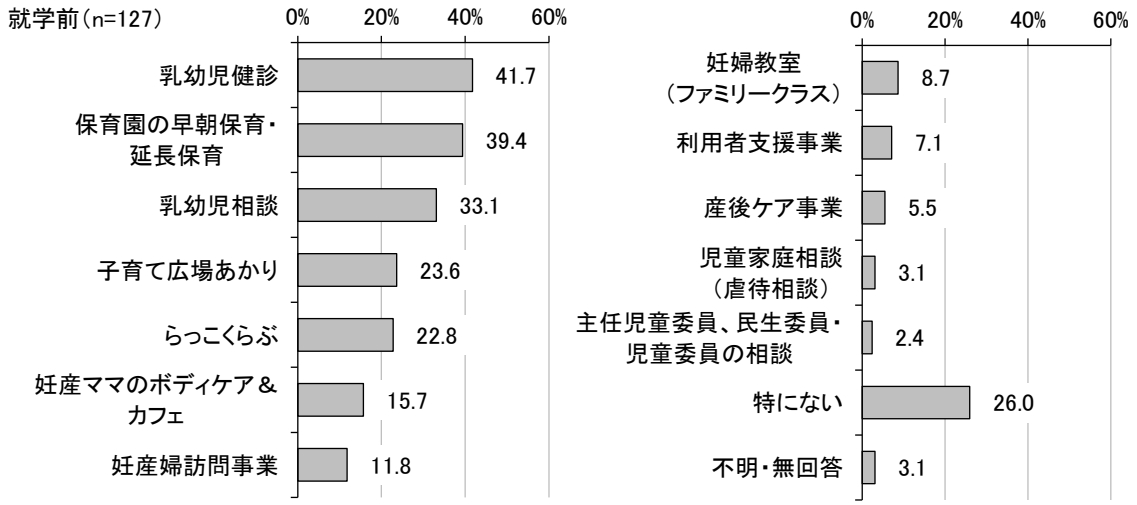

⑤ 放課後の過ごし方について

平日の放課後に過ごさせたい場所については、就学前で「放課後児童クラブ（学童保育）」が62.2%と最も高く、次いで「自宅」が60.6%となっています。

平日の放課後に過ごしている場所については、小・中学生で「自宅」が75.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が28.1%となっています。

今後、過ごさせたい場所では「自宅」が75.7%と最も高く、次いで「習い事や地域でのクラブ活動、学習塾など」が45.8%となっています。

就学前：平日の放課後に過ごさせたい場所
小・中学生：平日の放課後に過ごしている場所／今後、過ごさせたい場所（複数回答）

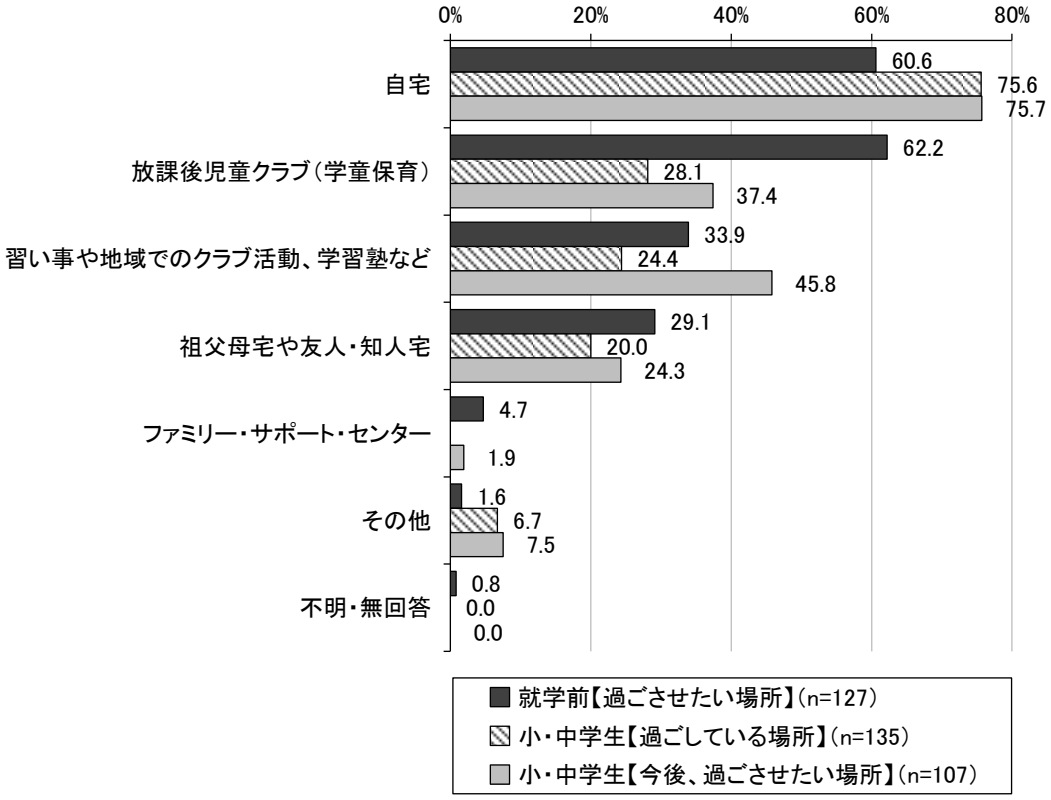

仕事と子育ての両立

① 両親の就労状況について

母親の就労状況については、「フルタイム」が就学前で 33.9%、小・中学生で 38.5%と最も高くなっています。

子どもが生まれた時の育児休業取得状況については、就学前の母親で「取得した（取得中である）」が 48.8%、父親で「取得していない」が 78.0%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、今回調査は父親で「取得した（取得中である）」が増加しています。

母親の就労状況（単数回答）

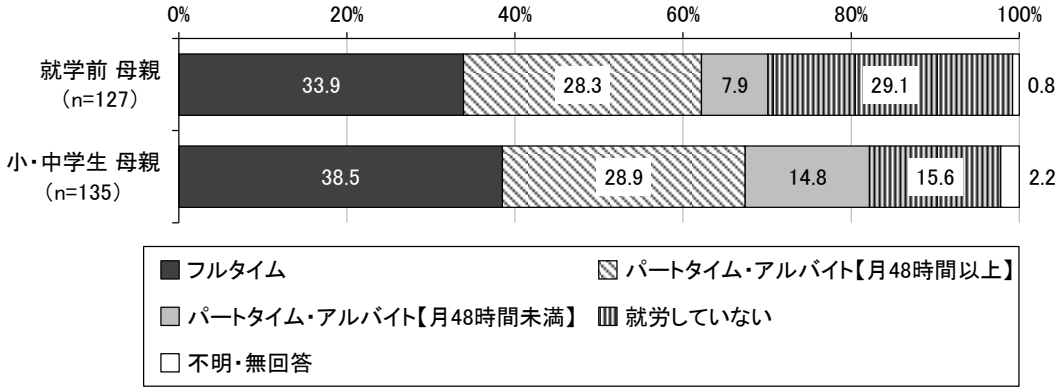

子どもが生まれた時の育児休業取得状況（単数回答）

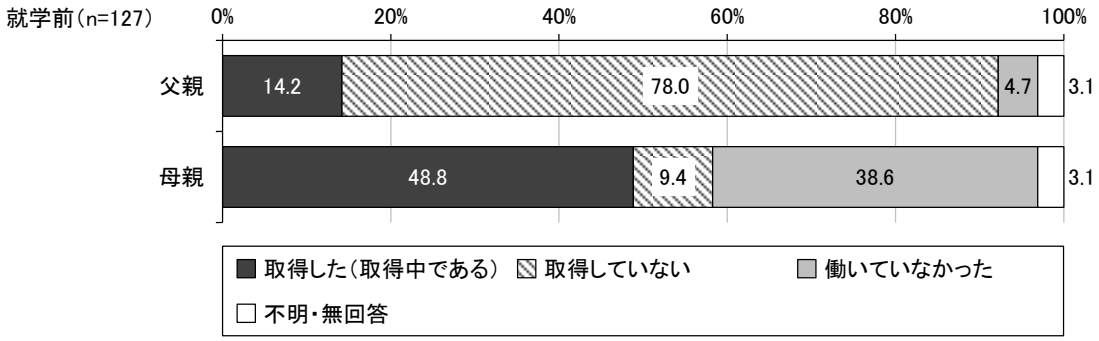

【参考】前回調査結果

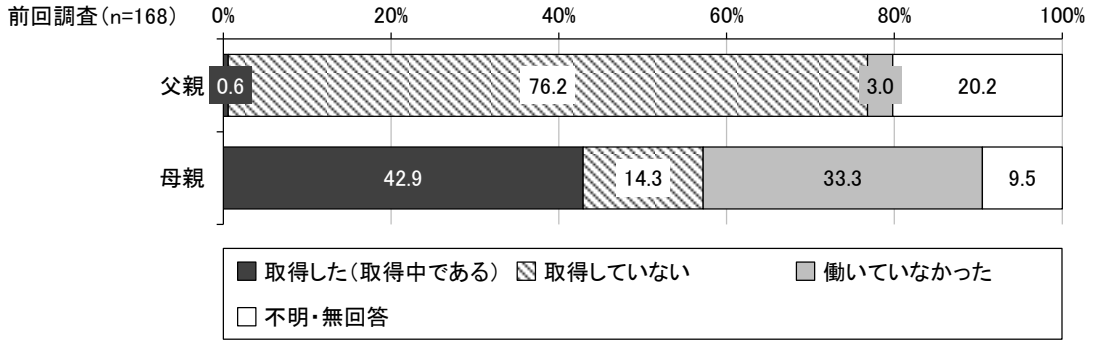

② 仕事と子育てを両立するうえで必要だと思うことについて（就学前児童保護者）

仕事と子育てを両立するうえで必要だと思うことについては、「同居の家族や親族が子育てに協力してくれること」が 82.7%と最も高く、次いで「子育てへの職場の理解や協力」が 64.6%、「同居の家族や親族と子育てについて相談すること」が 56.7%となっており、同居の家族や親族、職場の理解や協力を求める意見が上位を占めています。

仕事と子育てを両立するうえで必要だと思うこと（複数回答）

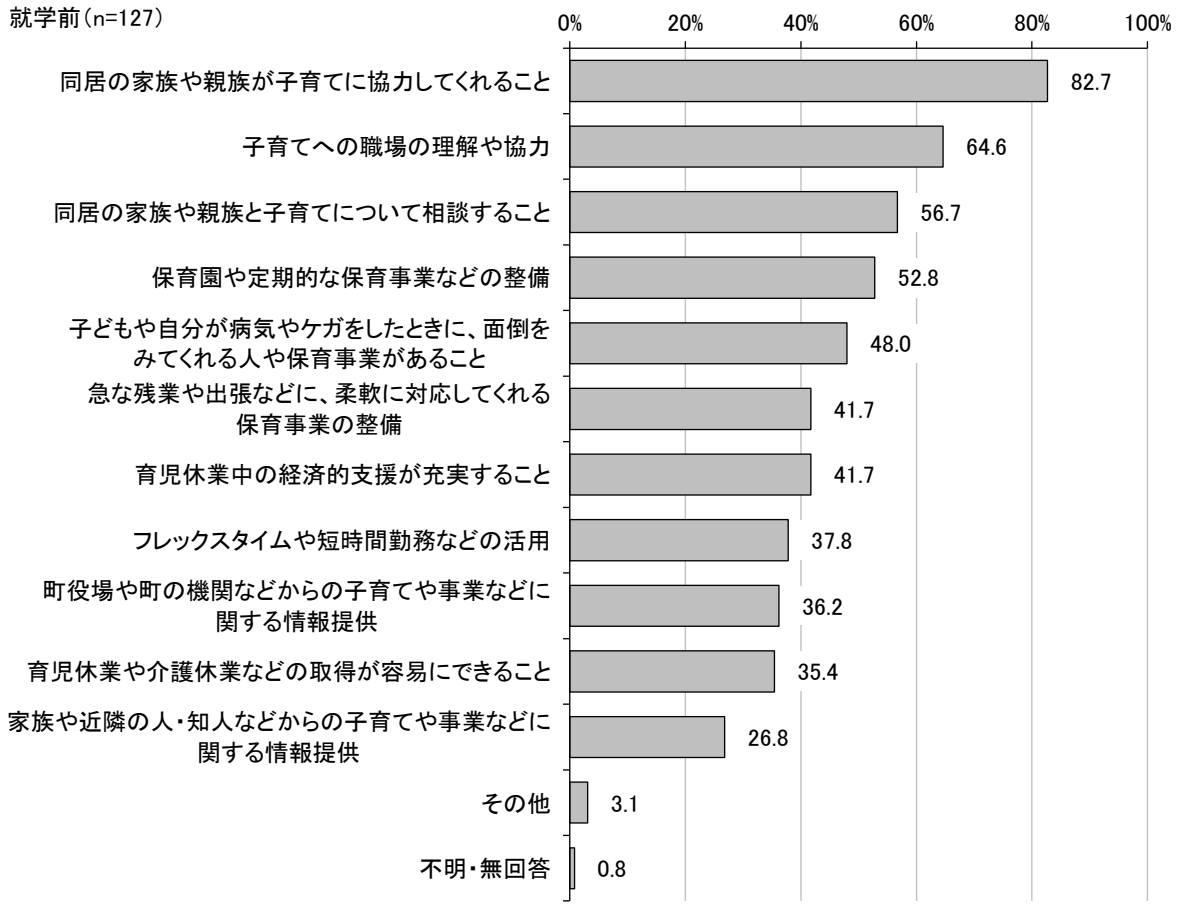

子育てを取り巻く環境

① 子育てしやすい町かどうかについて

安堵町は子育てしやすい町だと思うかについては、『思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が就学前で 66.1%、小・中学生で 48.5%となっています。

安堵町は子育てしやすい町だと思うか（単数回答）

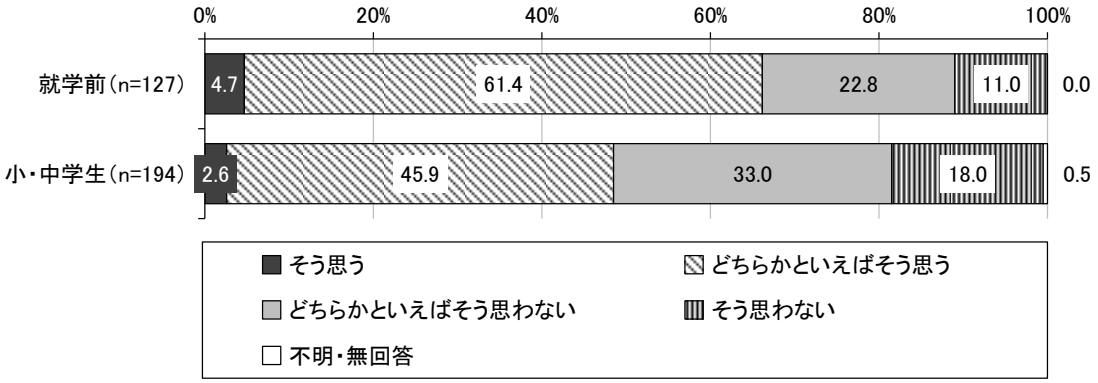

② 子育ての不安・負担について

子育てに関する不安感や負担感については、『不安や負担を感じる』(「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）が就学前で 51.9%、小・中学生で 52.6%と、約半数が子育てに関して不安や負担を感じています。

子育てに関する不安感や負担感について（単数回答）

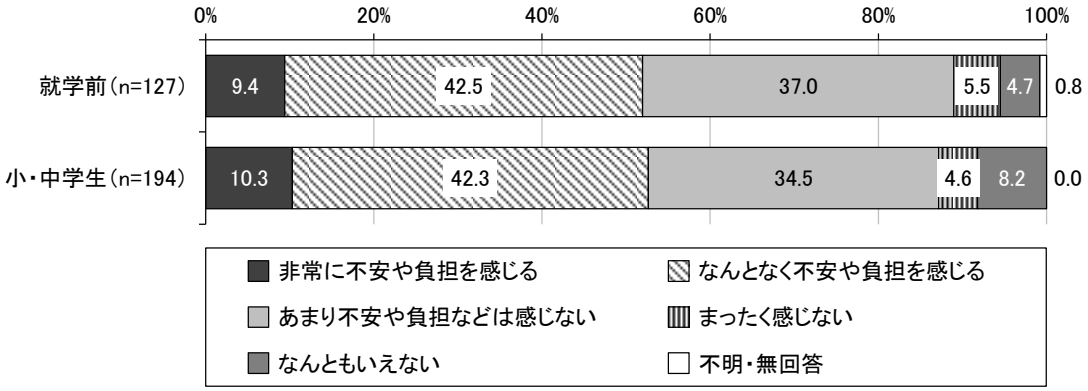

子育てに関して悩んでいることや気になることについて、就学前では「病気や発育・発達に関すること」が 40.9%、小・中学生では「子どもの勉強・学力に関すること」が 59.8%と最も高くなっています。

子育てに関して悩んでいることや気になること（複数回答）

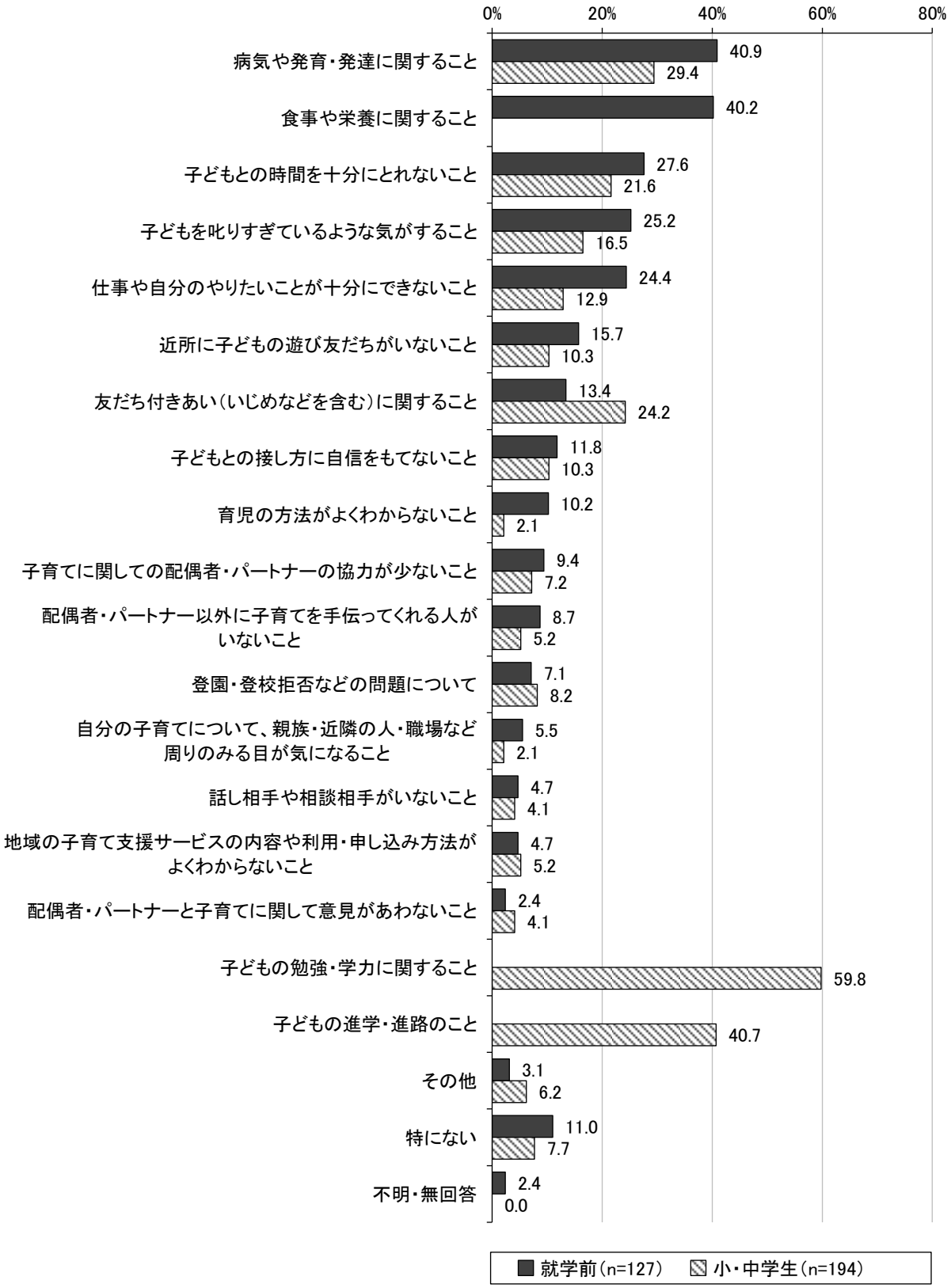

③ 希望する子育て支援について

希望する子育て支援については、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が就学前で 70.9%、小・中学生で 68.0%と最も高く、次いで「公園や歩道の整備」が就学前で 67.7%、小・中学生で 54.6%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が就学前で 49.6%、小・中学生で 49.0%となっています。

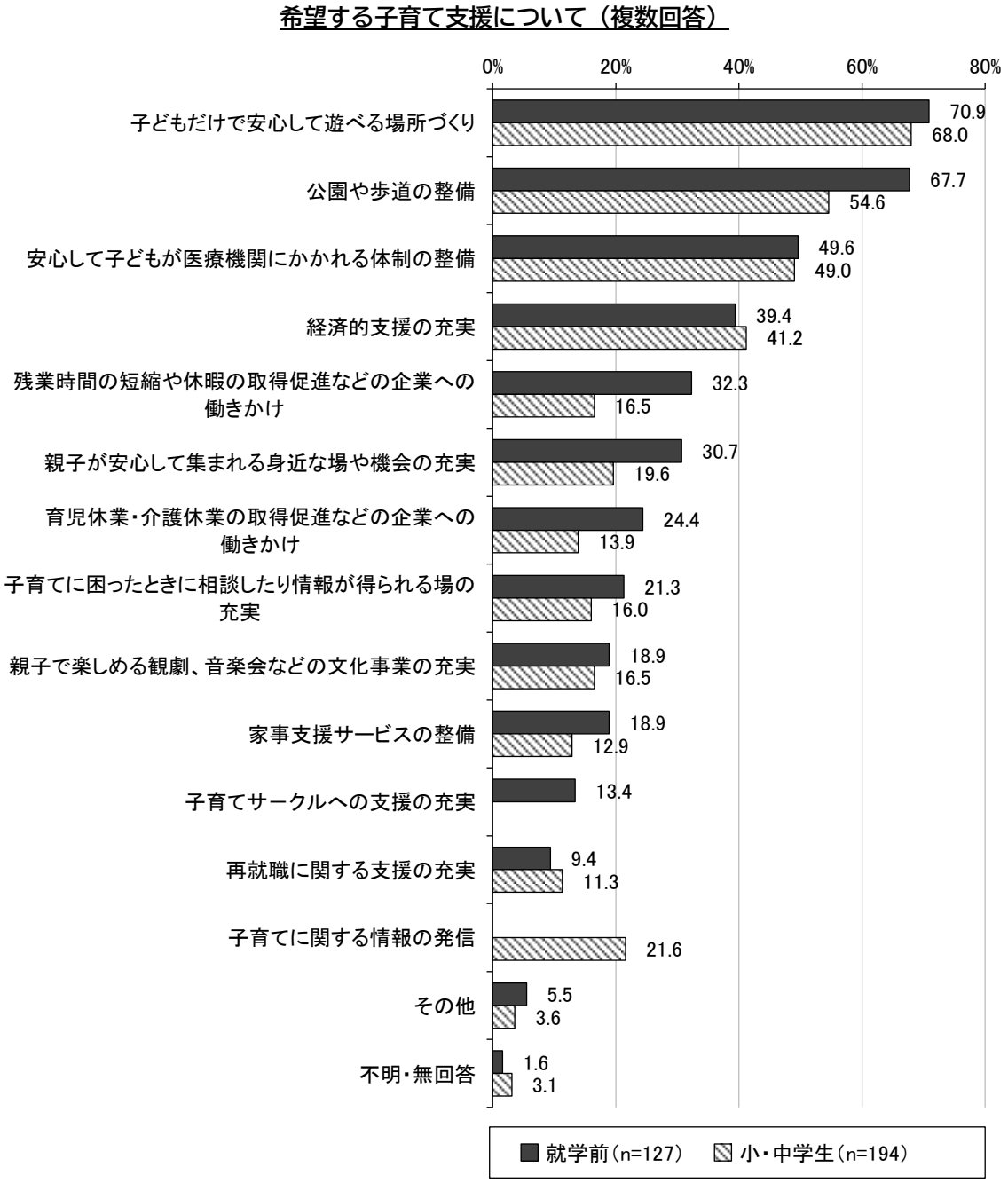

（３）小・中学生本人調査の結果

生活について

学校にいる時間が楽しいかについては、『楽しい』（「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」の合計）が 89.9%、『楽しくない』（「楽しくない」と「どちらかといえば楽しくない」の合計）が 9.3%となっています。

悩みの相談先については、「親」が 63.7%と最も高く、次いで「学校の友だち(同級生・先輩・後輩)」が 48.1%、「きょうだい」が 24.9%となっています。また、「相談できる人はいない」が 12.2%となっています。

学校にいる時間が楽しいか（単数回答）

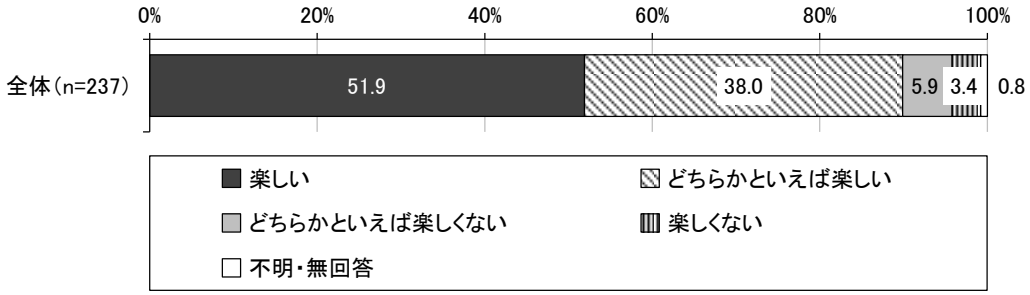

悩みの相談先（複数回答）

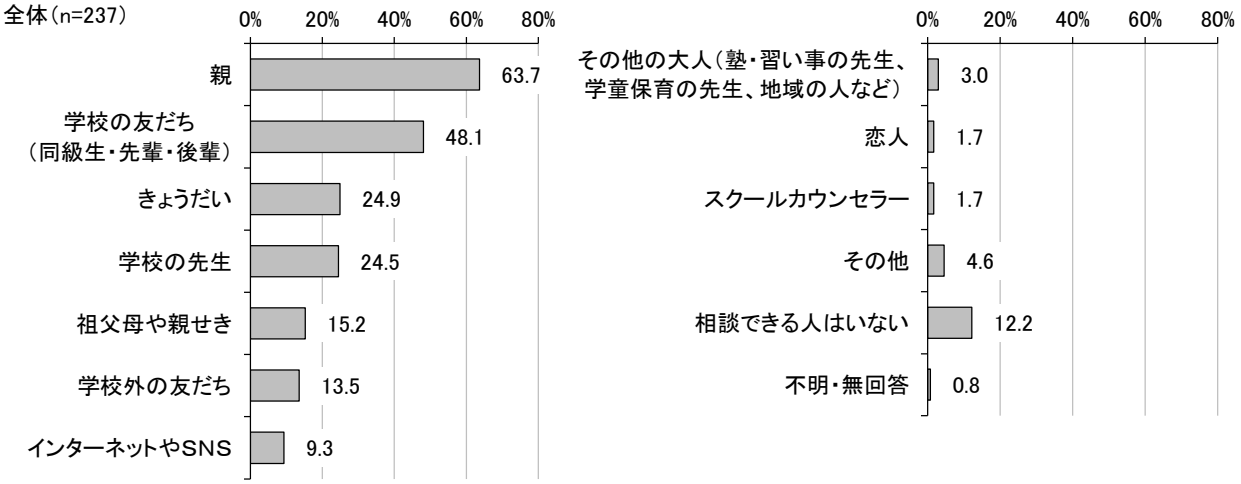

居場所について

あるとよいと思う居場所になるような場所については、「好きなことをして自由に過ごせる」が 75.1%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」が 73.0%、「友だちといっしょに過ごせる」が 59.5%となっています。

家や学校以外であるとよいと思う居場所になるような場所（複数回答）

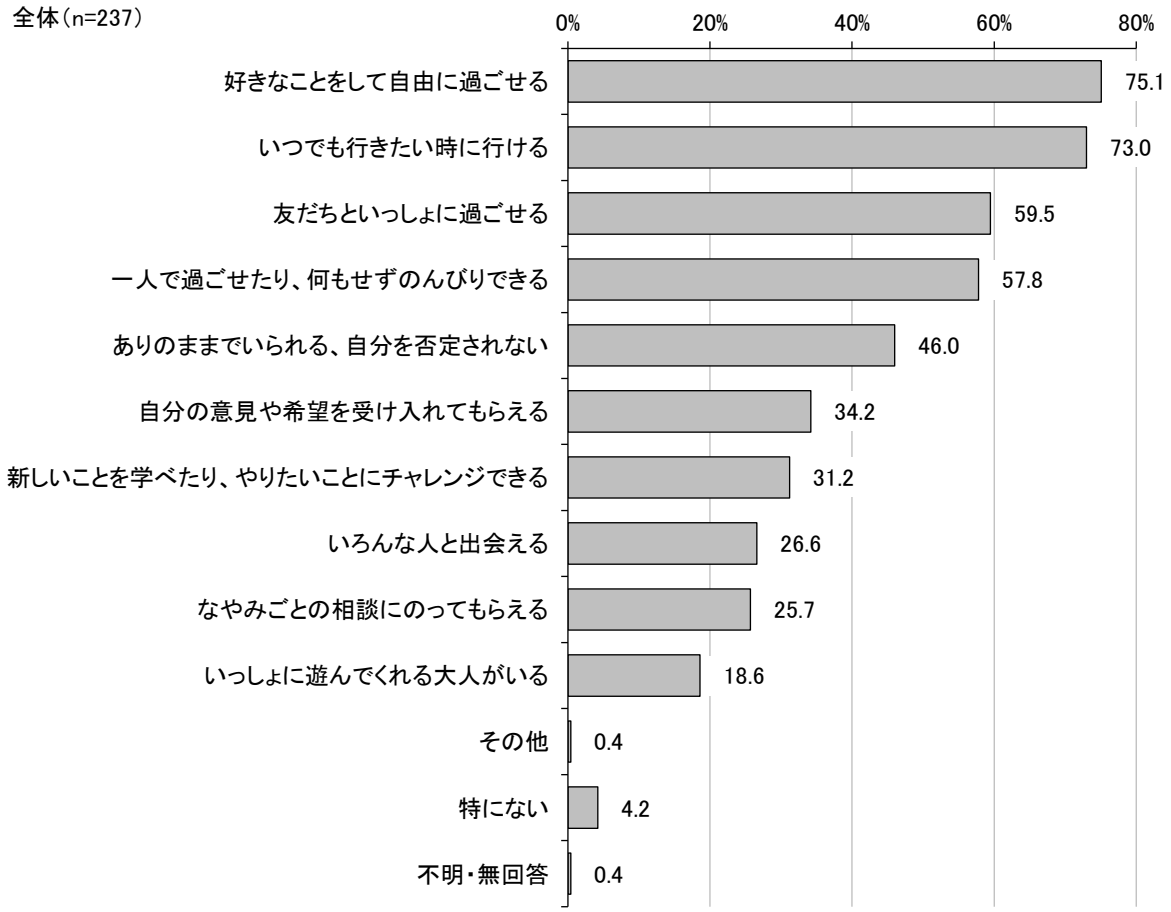

子どもを取り巻く状況・環境について

安堵町は暮らしやすい町だと思うかについては、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が 81.8%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が 16.9%となっています。

子どもが暮らしやすいまちにするために必要だと思うことについては、「外で楽しめる場所（公園等）が充実していること」が 63.7%と最も高く、次いで「買い物をする場所が充実していること」が 63.3%、「子どもや若者が参加できるお祭りやイベントがあること」が 59.9%となっています。

安堵町は暮らしやすい町だと思うか（単数回答）

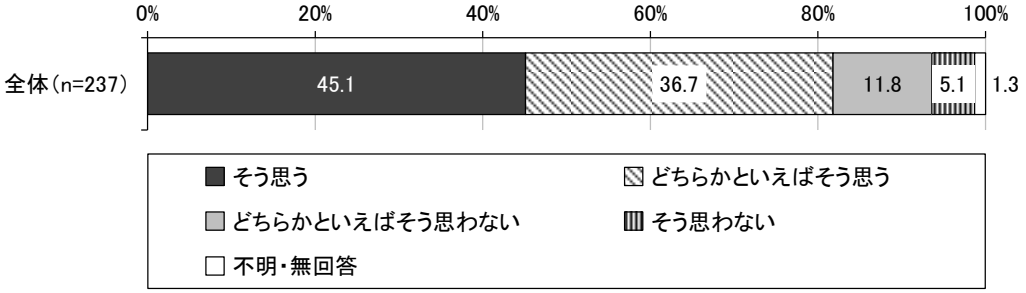

子どもが暮らしやすいまちにするために必要だと思うこと（複数回答）

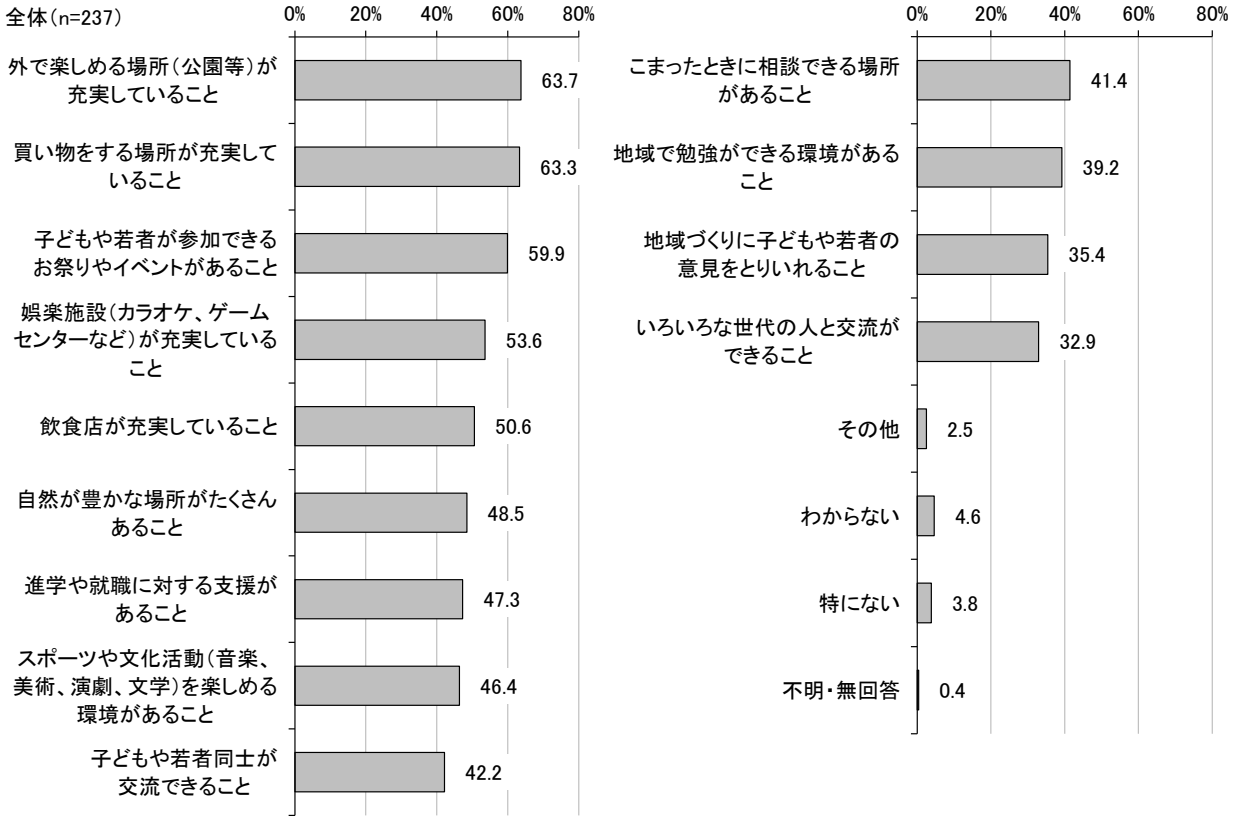

3　前回計画の取り組み状況

（1）教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

① 教育・保育事業

教育・保育事業については、２号認定の実績が量の見込みを上回っていますが、その他は令和２年度の３号認定（０歳）を除いて量の見込みを下回っています。

教育事業（１号認定）

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	22	25	24	25	24
実績値	6	12	18	16	19

保育事業（２号・３号認定）

（人）

	令和２年度			令和３年度		
	２号	３号		２号	３号	
	３歳～５歳	０歳	１・２歳	３歳～５歳	０歳	１・２歳
量の見込み	76	8	60	86	8	58
実績値	78	10	50	91	2	53

	令和４年度			令和５年度			令和６年度		
	２号	３号		２号	３号		２号	３号	
	３歳～５歳	０歳	１・２歳	３歳～５歳	０歳	１・２歳	３歳～５歳	０歳	１・２歳
量の見込み	83	8	55	85	8	55	82	8	55
実績値	90	5	39	94	4	38	85	3	45

認定区分について

教育・保育事業は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、以下の３つの認定区分に分けられます。また、それぞれの認定区分によって、利用できる施設や利用時間が異なります。

年齢	３歳以上		０～２歳
認定区分	１号認定 （教育標準時間認定）	２号認定 （保育認定）	３号認定 （保育認定）
利用できる施設	・幼稚園 ・認定こども園 （教育部分利用）	・保育所 ・認定こども園 （保育部分利用）	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、ほぼすべての事業で実績値が量の見込みを下回っていますが、放課後児童健全育成事業や病児保育事業、妊婦健康診査で一部実績値が量の見込みを上回っています。

また、地域子育て支援拠点事業等については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、実績値が減少しており、量の見込みと実績値に乖離がみられます。

延長保育事業

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	26	27	27	27	26
実績値	22	26	21	19	―

放課後児童健全育成事業

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	74	68	67	66	66
実績値	63	58	64	61	68

子育て短期支援事業（ショートステイ）

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0	0	―

地域子育て支援拠点事業

（人回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	854	835	810	797	797
実績値	146	79	141	219	―

一時預かり事業（幼稚園型）

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	126	126	126	126	126
実績値	0	14	34	17	―

一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	846	886	859	863	846
実績値	427	262	622	688	―

ファミリー・サポート・センター※（就学児のみ）

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	―

病児保育事業

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	1	―

利用者支援事業

（か所）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	[基本型・特定型]	1	1	1	1	1
	[母子保健型]	1	1	1	1	1
実績値		2	2	2	2	2

※母子保健型は令和６年度からこども家庭センター型に移行

※ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

乳児家庭全戸訪問事業

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	44	44	44	43	43
実績値	38	40	35	35	―

養育支援訪問事業

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	5	5	5	5	5
実績値	4	3	4	4	―

妊婦健康診査

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	44	44	44	43	43
実績値	56	25	40	44	―

4　子ども・子育てを取り巻く課題と今後の方向性

子どもの健やかな育ちへの支援

本町では、総人口や子どもの人口が減少を続けており、人口減少・少子高齢化が進んでいます。また、本町において、女性の就業率は平成 27 年より大きく上昇しているものの、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の利用者数は見込みを下回っており、供給量の調整や量の確保だけではなく、今後は質の確保や保護者の就労状況の変化に伴う子育ての支援の充実及び事業の周知啓発を中心とした事業展開が必要です。

さらに、近年、児童虐待等の発生が全国的な課題となっているとともに、子どもの貧困やヤングケアラー※等の新たな課題も表出しています。子どもの健やかな成長のために、福祉・教育等の関係機関が連携した子ども・子育てを支える環境づくりや子どもと家庭への支援が必要です。

子育て家庭への支援

本町における女性の就業率は上昇しており、育児休業の取得も増加しています。また、育児休業は父親の取得も増加していますが、十分とは言えないことから、引き続き男性の育児休業の取得促進を進めていく必要があります。加えて、家庭で夫婦が共に子育てに携わるために、各種教室等を通じた意識啓発や、各種制度の周知啓発等、共働き・共育てを支え、推進していくような取り組みが必要です。

地域で子どもが安心して過ごせる環境づくり

アンケート結果から、希望する子育て支援施策について「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」や「公園や歩道の整備」が就学前児童保護者、小学生・中学生保護者ともに高くなっています。また、暮らしやすいまちにするために必要だと思うことについて、小学生・中学生本人の回答では「外で楽しめる場所（公園等）が充実していること」が最も高くなっています。子どもたちが安心して遊べる場所や居場所づくりが求められていることから、行政と地域の連携のもと、安全・安心な場づくりや既存の場の整備を進めていく必要があります。

※ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。

第３章　基本的な方向性

１　計画の基本理念

明日を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かすことができません。また、子どもだけでなく、子どもを取り巻く周りの人が子育てを通して幸福や喜びを感じながら共に希望を持って生活できるまちを目指し、前回計画に引き続き、本計画の基本理念を「子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち」と定めます。

子どもが自ら「育つ」という視点をより重要視し、また保護者は子どもが育つうえでの第一義的責任を担うという前提のもと、私たち住民一人ひとりが子育ての担い手であるという意識を持ちながら、生涯を通してだれもが安心して健やかに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

“子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち”

２　計画の目標

基本理念を踏まえ、本計画の目標として以下の３つを設定します。

目標１　子どもがすくすく育つ仕組みづくり

発達段階に適した教育・保育を提供するとともに、子どもの心身の健全な発達・育成を総合的に支援します。また、子どもが自らの力で学び健やかに成長するため、幼児教育・学校教育を充実します。

目標２　子どもがのびのび育つ家庭づくり

子育て家庭をサポートする地域資源を活用した取り組みの推進や、男女が共に子育てをし、子育ての喜びを共有するという意識の醸成、ワーク・ライフ・バランス※の普及・啓発に努めます。

目標３　子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり

子どもが安心して外で遊び、安全に通園・通学できるよう、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備を進めるとともに、子どもが事故や犯罪被害に遭わないよう、関係機関と連携し子どもの安全の確保に努めます。また、学校、家庭及び地域が相互に連携し、社会全体で子どもをはぐくむ意識を醸成します。

※　「仕事」と子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態。

3　計画の体系

基本理念	基本目標	施策内容
子どもが　健やかに生まれ育つ　安堵するまち	1　子どもがすくすく育つ仕組みづくり	（1）教育・保育の充実 ①　保育サービス・子育て支援サービス ②　確かな学力の向上
		（2）心身の健やかな成長に向けた支援の充実 ①　母子保健・医療の充実 ②　健康づくりと食育の推進 ③　学童・思春期における保健対策の充実
		（3）特別な支援が必要な子どもへの対応 ①　障害のある子どもへの支援 ②　困難を抱える子どもへの支援
	2　子どもがのびのび育つ家庭づくり	（1）子育てしやすい家庭環境づくり ①　経済的支援の充実 ②　家庭教育への支援の充実 ③　子育て家庭への支援 ④　虐待防止に向けた支援
	3　子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり	（1）子どもの安全の確保 ①　子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ②　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③　子どもの健全育成の推進
		（2）地域による子育ての充実 ①　地域における子育て支援の充実 ②　子育て支援ネットワークの確立

※基本目標１に成育医療等に関する計画を包含するものとします。

第４章　施策の展開

１　子どもがすくすく育つ仕組みづくり

（１）教育・保育の充実

幼児期から切れ目なく教育・保育を一体的に提供できるよう、こども園と小学校の連携を強化するとともに、各種事業を推進します。また、多様化する子育てのニーズや保護者の不安に対応できるよう、各種の子育て支援サービスの充実を図ります。

① 保育サービス・子育て支援サービス

事業名	事業内容	担当課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付について保護者への周知を行い、円滑な実施を図ります。	子ども家庭推進室
低年齢児保育事業	生後７か月からの乳幼児を対象に、一人ひとりの健康状態・発達に応じたカリキュラムを作成し、家庭的な雰囲気の中で保育を行います。	安堵こども園
通常保育事業	保護者が居宅外で労働または居宅内で日常家事以外の労働をしている場合に幼児を預かります。	安堵こども園
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労の有無を問わず、満３歳未満の子どもを月一定時間預かる、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。	子ども家庭推進室
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を担保するため、第三者による保育サービス評価を実施します。	安堵こども園
延長保育事業	保護者が通常の保育時間外に居宅外で労働または居宅内で日常家事以外の労働をしている場合に幼児を預かります。	安堵こども園
放課後児童健全育成事業	放課後、家庭において保護する者がいない安堵小学校の児童に対して一定時間生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。子どもにとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。さらに、放課後児童支援員の研修を実施し、支援員の資質向上を図ります。	子ども家庭推進室

事業名	事業内容	担当課
いきいき子どもクラブ	安堵小学校１年生を対象として、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保するため、地域のボランティアの方々が中心となってさまざまな体験活動を実施します。実施にあたり、小学校の空き教室等の利用を促進します。	教育推進課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において短期間養育・保護します。	子ども家庭推進室
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	児童を養育している家庭の保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日に不在となり、児童の養育が困難な場合に、その児童を児童福祉施設等へ通所させ、生活指導や食事の提供等を行います。	子ども家庭推進室
一時預かり事業	保護者の急用や息抜き、断続的な就労等により、一時的に保育が必要な子どもを預かります。また、一時預かり事業の利用者増加に伴い、人材の確保に努めます。	安堵こども園
病児保育事業	保護者の仕事等の都合により、家庭での保育が困難な場合に、病気の急性期から回復期にある子どもを専用の保育施設で預かります。日中就労している保護者の一助となるよう、施設の概要や保育の内容等、さらに利用案内に努めます。	子ども家庭推進室
利用者支援事業	こども家庭センター※や安堵こども園において、助産師・保健師・保育士等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供するとともに、必要に応じて相談・助言を行います。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室 安堵こども園
子育て広場あかり・母子保健・要対協担当者会議	出生時から支援が必要と考えられる家庭等について関係職種が情報を共有し、支援の方向性を検討します。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室 安堵こども園
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、助産師・保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育支援を実施します。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
子育て世帯訪問支援事業	日中困った時に家族等から家事・育児等の支援が受けられず、支援が必要な妊産婦及び 18 歳未満の児童を養育する家庭に対し、家事支援・育児支援を実施します。	子ども家庭推進室

※ 令和４年に改正された「児童福祉法」において、各自治体が設置に努めることとされた機関であり、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。

事業名	事業内容	担当課
親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童との関わり方に不安を抱えている家庭に対し、必要な知識や方法の習得、保護者間での相談や情報共有等ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施します。	子ども家庭推進室
教育･保育に携わる人材の確保・育成	子どもの教育・保育に携わる人材について、計画的な確保と育成を行い、職員の確保及び資質向上を図ります。	子ども家庭推進室

② 確かな学力の向上

事業名	事業内容	担当課
指導方法の改善（少人数指導）	県教育委員会より加配を受け、通常の学級集団の少人数集団への再編成や、ＴＴ（ティーム・ティーチング）方式※による主担任と支援教員による複数できめ細かな指導の実施等、確実な学力定着を目指し、安堵小学校、安堵中学校で取り組みを進めます。	教育推進課
安堵町立学校教職員夏期研修会	夏期休業中等に教育に関わる専門講師を招き、講義及び研修会等を毎年度実施し、教職員の資質の向上を図ります。	教育推進課
安堵町人権教育研究会	安堵こども園、安堵小学校、安堵中学校及び行政が連携し、学校･園における人権教育を推進するために総会･専門部会・研究会に分かれ、実践的に研究を行います。	教育推進課
新１年生の安堵小学校１日体験入学	翌年度に安堵小学校に入学予定の新１年生を対象に、１日体験入学を行います。小学１年生との交流、授業や生活を体験できる機会を設け、安堵小学校生活へのスムーズな移行を支援します。	教育推進課
学びのひろば	安堵町立学校の児童・生徒を対象として、教育委員会のスタッフ等が自主学習の支援を実施します。児童自らが主体的に自分の課題や宿題に取り組むことで、学習習慣の定着による学力向上を図ります。	教育推進課

※ 複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つの子ども集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導にあたる方式。

（２）心身の健やかな成長に向けた支援の充実

妊娠・出産に係る不安や保護者の育児に関する不安の軽減を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支えるため、各種母子保健事業や小児医療体制の充実、健康づくり支援等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図ります。

① 母子保健・医療の充実

事業名	事業内容	担当課
一般不妊治療費・生殖補助医療※費の一部助成	一般不妊治療費・生殖補助医療費の助成を行い、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉推進室
妊娠届出時の受診券の交付（妊婦健康診査）	妊娠届出者全員に受診券を配布し、受診券が戻ってきた際に受診漏れがないか確認するとともに、未受診がないように指導、助言を行います。また、受診状況等に応じて妊婦訪問を実施します。	健康福祉推進室
妊娠届出時の相談・支援	妊娠届出時に、複数人体制で妊婦の身体面・精神面の状態や経済面、支援者の有無等の聞き取りを行い、ハイリスク者の早期把握、早期支援につなげます。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
プレママ相談（個別）・ファミリークラス（集団）	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、出産、子育てに関する情報提供を行い、心身の健康づくりを支援します。	健康福祉推進室
新生児聴覚検査費用助成	妊娠届出者全員に新生児聴覚検査の受診券を配布します。	健康福祉推進室
産婦健康診査費用助成	妊娠届出者全員に産婦健康診査の受診券を配布します。	健康福祉推進室
１か月児健康診査費用助成	令和７年度より妊娠届出者全員に１か月児健康診査の受診券を配布します。	健康福祉推進室
妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期から妊婦等に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行う「妊婦等包括相談支援事業」と出産育児に係る費用等の負担軽減を図る「妊婦のための支援給付交付金」を組み合わせて実施することで、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を行います。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
妊産婦訪問	早期支援、妊産婦のための教室の案内等を兼ねて、妊婦全戸訪問を実施します。産婦訪問についても、新生児訪問と同時に全員に実施します。妊婦訪問では、出産に向けて準備すること、産後のサポートの有無等を確認し、安心して出産を迎えられるよう、また産婦訪問では、育児がスムーズに行えるようさまざまな情報提供や相談支援等を行います。	健康福祉推進室

※ 体外受精・顕微授精等の高度不妊治療法の総称。

事業名	事業内容	担当課
新生児訪問【乳児家庭全戸訪問事業】・乳幼児訪問	新生時期・乳児期に全戸訪問を実施するとともに、必要に応じて虐待担当者等と連携を図り、未受診児や要フォロー児を中心に、乳幼児訪問を実施します。	健康福祉推進室
助産師による母乳・育児相談	妊産婦に対して、母乳や育児に関する来所相談・訪問による相談を実施します。	健康福祉推進室
乳幼児健康診査及び相談	乳児（４か月児・10 か月児）、１歳６か月児、３歳６か月児に健康診査を実施し、７か月児、12 か月児に健康相談を実施します。子どもの発達の確認や母親の産後うつの早期発見の視点も持ちながら実施し、疾病の早期発見・治療に結びつけます。各月齢に合わせた子育て支援の内容も含め、子どもの発達、発育の見通しが持てるように支援します。また、子どもの発達状況により心理相談・発達相談につなげ、より個別性の高い対応に努めます。また、５歳児健康診査の実施を検討します。	健康福祉推進室
相談支援・電話相談	必要に応じて、妊娠・出産・子育て等に係る来所相談・電話相談に随時対応します。対応の際は、相談内容に応じて各関係機関と連携して対応します。	健康福祉推進室 子ども家庭推進室
心理相談・発達相談	心理面・発達面で心配のある１歳６か月児から就学前の子どもとその保護者を対象に、相談員が保育士・保健師と一緒に子どもの発達を確認しながら保護者の相談に対応します。また、必要時にはこども園と連携しながら相談につなげるとともに、発達相談では、検査結果をもとに保護者と相談しながら療育機関や医療機関につなげます。	健康福祉推進室
産後ケア事業	産後の休息や不安感が高い時等に、助産師によるケアや休息が受けられるよう、産後ケア事業を実施します。産婦の希望に応じて必要なケアが受けられるよう、デイサービス型とショートステイ型として対応するとともに、自己負担額を軽減します。	健康福祉推進室
産後うつ対策の実施	産婦訪問、４か月児健康診査時にＥＰＤＳ（産後うつ病質問票）※を実施し、その結果に基づき、保健師や助産師の相談やこころの相談につなぐなど、産婦のうつ状態の早期発見・早期対応を行います。	健康福祉推進室
妊産ママのボディケア＆カフェ	妊娠後期の方と産後８か月頃までの母子を対象に、理学療法士による妊娠中や産後のママの健康づくりのための体操等を実施します。また、ママ同士の交流の場、情報交換の時間も設け、ママのリフレッシュ、仲間づくりにつなげます。	健康福祉推進室

※ エジンバラ産後うつ病質問票のことであり、産後うつ病を早期に発見し、必要な援助を提供するためのスクリーニングテスト。

事業名	事業内容	担当課
小児救急医療体制の充実	県の保健医療計画に基づき広域的に取り組み、産科救急医療体制整備への協力体制を維持します。また、三室休日応急診療所の診療体制の周知に引き続き努めます。	健康福祉推進室
予防接種	予防接種法等に基づき、町内医師、広域医師会等の協力を得て実施します。また、予防接種の知識の普及や接種率向上のため、個人通知や新生児訪問、乳幼児健康診査及び相談、就学時健康診断等を利用し、接種確認、呼びかけを行います。	健康福祉推進室

② 健康づくりと食育の推進

事業名	事業内容	担当課
幼児歯科健康相談・健康診査	12 か月児健康相談、１歳６か月児健康診査、２歳児親子歯科健康診査、３歳児歯科健康診査を実施します。各年齢の特性に合わせ、相談支援、フッ素化物歯面塗布等を行い、口腔内の健康づくりの意識向上を図ります。	健康福祉推進室
歯磨き教室	２歳児から５歳児及び小学１年生・３年生・５年生に対し、歯科衛生士による歯磨きの指導や、生涯にわたり口腔内の健康を保つことの必要性について、発達段階に応じた働きかけを行います。	健康福祉推進室 安堵こども園 安堵小学校
体力づくり（わくわくタイム）	こども園児の体力づくりのために、体育講師による講習会を実施し、その内容をサーキットに取り入れ、毎朝実施できるよう、引き続き努めます。	安堵こども園
手づくり体験	食生活改善推進協議会や安堵こども園、安堵小学校との連携のもと、身近な食材を使っておやつづくりを行うことで、つくる過程を学び、つくる楽しさを体験し、食に関する感謝の心を育てる食育を推進します。	健康福祉推進室 安堵こども園 安堵小学校
親と子の食育教室	食生活改善推進員が中心となり、小学生を対象に親子で食のことを考え、「食べものを選ぶ力」、「食べものの味がわかる力」、「料理ができる力」、「食べもののいのちを感じる力」、「元気なからだがわかる力」を親子ではぐくむ機会を設けます。	健康福祉推進室
幼児と小学生の交流（食育）	幼児と小学生との芋ほり体験や小学生の稲刈り体験等、農業体験交流を通して「食」に対する意識を高めます。	安堵こども園 安堵小学校
地産地消の推進	安全・安心・安価な地元でとれた野菜等を積極的に安堵小学校、安堵中学校の給食等に取り入れることで、地産地消を推進し、ふるさとに愛着を持つ心を育てます。	事業課 安堵小学校 安堵中学校

事業名	事業内容	担当課
農業体験	地域の農家の方々の協力のもと、トウモロコシの収穫やえんどう豆の皮むき等を体験し、地元の農業や地元の農産物について学ぶ場を設けます。	事業課 安堵小学校

③ 学童・思春期における保健対策の充実

事業名	事業内容	担当課
就学時健康診断	翌年度に安堵小学校に入学予定の新１年生を対象に、心身の発達について健康診断を実施します。	教育推進課
学校保健・地域保健担当者会議	安堵こども園、安堵小学校、安堵中学校、教育委員会、健康福祉推進室、子ども家庭推進室が連携し、保健事業や学校保健・地域保健に関わる情報交換を行います。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室 教育推進課 安堵小学校 安堵中学校 安堵こども園
児童生徒自立支援事業	スクールカウンセラー※を学校に配置し、カウンセリング機能の充実を図ります。また、児童生徒支援非常勤講師・特別支援教育推進員・生徒指導支援非常勤講師を学校に配置して、複雑化する児童・生徒の課題に対応するとともに、児童・生徒の自立支援・特別支援教育の振興を図ります。	教育推進課
心身の健康づくり	児童・生徒に対して、健康づくり・性の問題・喫煙・飲酒・薬物等に関する正しい知識の普及やこころの健康づくり支援、相談支援等を行うなど、心身の健やかな成長を支援します。	健康福祉推進室 教育推進課
総合学習「健康」	中学１年生の総合学習「健康」において、足底圧測定や咬合圧測定等を通して、自身の心身の状況を知り、生涯にわたる健康づくりのための見通しを立てることができる総合学習を進めます。	安堵中学校 健康福祉推進室

※ 臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童・生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人のこと。

（３）特別な支援が必要な子どもへの対応

きめ細かな支援が必要な子どもについて、安堵こども園や安堵小学校、安堵中学校、行政等、それぞれの立場において支援を行います。

① 障害のある子どもへの支援

事業名	事業内容	担当課
障害児保育	支援が必要な園児に対し、支援保育教諭を配置し、日常生活の援助やみんなとの遊びを楽しんで経験や体験ができるよう、一人ひとりの子どもに応じた支援を実施します。	安堵こども園
医療的ケア児※1等に関する体制整備	医療的ケアが必要な児や保護者が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。	健康福祉推進室
就学指導委員会	障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学を図るため、調査や相談、審議を行います。	教育推進課
特別支援教育	特別な支援を要する児童に対し、学校に特別支援教育支援員※2を配置するなど、一人ひとりが自分に合った方法で学習し、学校生活を送ることができるよう支援します。	教育推進課

※1 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

※2 小・中学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりする人材。

② 困難を抱える子どもへの支援

事業名	事業内容	担当課
子どもの貧困対策	家庭の経済状況等により支援が必要な子どもの早期発見に努め、生活の安定に資するための各種支援や学習・進学等に係る支援を行います。	教育推進課 子ども家庭推進室 健康福祉推進室 住民課 社会福祉協議会
食のたすけあい事業	特定非営利活動法人フードバンク奈良や公益社団法人日本非常食推進機構、民間企業から提供を受けた食材を生活困窮者へ提供します。	社会福祉協議会
ヤングケアラーへの支援	福祉、教育、医療等の関係者間の情報共有と連携を図り、ヤングケアラーの早期発見と各事例に応じた必要な支援を行います。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室 教育推進課 安堵小学校 安堵中学校
外国につながりのある子どもへの支援	外国につながりのある子どもが不自由なく成長できるように、保護者の使用可能な言語に配慮した情報提供を実施します。	教育推進課 安堵こども園 安堵小学校 安堵中学校

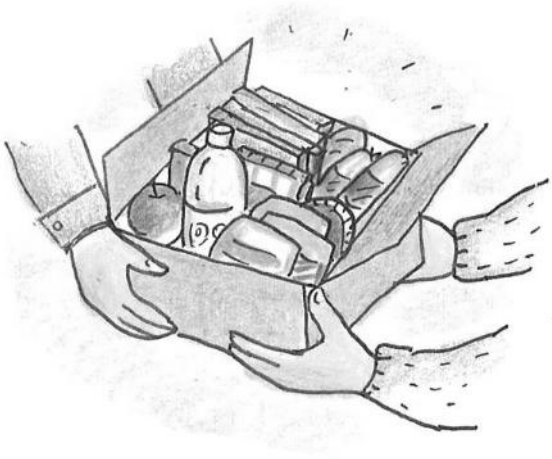

2　子どもがのびのび育つ家庭づくり

（1）子育てしやすい家庭環境づくり

子どもの育ちや子育てに関する保護者の不安感や負担感を軽減するため、経済的支援や子育て力向上のための家庭教育、仕事と家庭を両立するための支援、虐待防止に向けた支援等を行います。

① 経済的支援の充実

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費助成制度	子どもの健康保持と健やかな育成を図るため、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの児童に対して医療費助成及び現物給付を行います。	住民課
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するために、18 歳年度末までの児童を養育する者に児童手当を支給します。	子ども家庭推進室
児童扶養手当	母子・父子家庭の生活安定と自立を促進するため、母子・父子家庭等の要件にあてはまる 18 歳年度末までの児童を監護する母、監護・生計を同じくする父または父母に代わりその児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	子ども家庭推進室
特別児童扶養手当	精神、知的または身体に中・重度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護する者に、特別児童扶養手当を支給します。	子ども家庭推進室
ひとり親家庭等医療費助成制度	配偶者のいない母子家庭、父子家庭で 18 歳未満の児童を扶養している人とその児童または父母のいない 18 歳未満の児童及びこれに準ずる者に対して、医療費助成を行います。（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの児童については現物給付を行います。）	住民課

② 家庭教育への支援の充実

事業名	事業内容	担当課
「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動の推進	３～５歳の子どものいる親子を対象に、お互いの関わり方を見直すことを通して、家庭の教育力を向上させ、幼児期における子どもの基本的な生活習慣の向上を支援します。	安堵こども園
約束カレンダーの提供	３～５歳の子どもに約束カレンダーを配布し、家庭で約束ごと等を決め、毎日実施することで子どもの規範意識の芽生えを培います。	安堵こども園
子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供	妊産婦訪問や新生児訪問・乳児訪問、各種健診を通じて、発達段階ごとに適切な関わり方や事故予防についての理解を深める機会を設けます。 また、親同士の交流に重点をおき、どの親も仲間で育児の問題等を解決できるように働きかけます。	健康福祉推進室

③ 子育て家庭への支援

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	さまざまな機会と媒体を通じて、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。	子ども家庭推進室
共働き・共育ての推進	家庭において、夫婦が相互に協力して育児ができるよう、子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、出生後休業支援給付等の育児休業取得等に係る国の制度について周知するなど、共働き・共育ての推進を図ります。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室

④ 虐待防止に向けた支援

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止の普及・啓発	母子健康手帳配布時や各種健診時等の機会を活用し、保護者に対し、子どもとの接し方やさまざまな困難への対処法を紹介し、体罰によらない子育てを推進します。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
妊婦とその家族への虐待防止講座	妊娠期から、赤ちゃんの泣き声を聞き自分の気持ちと向き合うことや泣く理由、対処法を紹介するなど、虐待防止に視点をおいた内容の講座を実施します。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
育児相談機能の強化	母子保健と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」において、子育て世帯や子どもへの相談支援や虐待防止対策を推進します。	子ども家庭推進室 健康福祉推進室
虐待防止ネットワーク	定期的に要保護児童対策地域協議会※を開催し、虐待事例に対応します。また、関連機関との連携支援を行います。	子ども家庭推進室

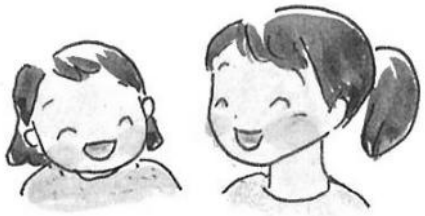

※ 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。

3　子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり

（1）子どもの安全の確保

子どもが安全に地域で暮らし、遊び、成長していくため、子どもを交通事故や犯罪等の危険から守り、事故や犯罪被害を防止するための講座の開催や指導の実施を通して、安全・安心なまちの中で子どもたちが育っていけるような整備・支援を進めます。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
新１年生のための交通安全教室	翌年度に安堵小学校に入学予定の新１年生とその保護者を対象に、交通安全指導を行います。	安全安心課
交通安全街頭啓発活動	奈良県交通安全協会西和支部協会安堵町分会、安堵町交通安全母の会の協力のもと、毎月１日、15 日、春・秋交通安全県民運動期間に立哨指導を行います。	安全安心課
交通安全教育にあたる民間指導者の育成	安堵町交通安全母の会の役員に対して立哨指導と家庭での交通安全教育について講演を行います。	安全安心課
小学生のための自転車教室	安堵小学校において、低学年を対象に、警察官・交通巡視員による講話や自転車の正しい乗り方、ヘルメットの着用等について指導を行います。また、防犯についての講話も行います。	安全安心課
通学路合同点検	子どもたちの登下校時の安全を確保するため、関係機関が連携して、通学路の合同点検を行います。	教育推進課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
安堵町生活安全推進事業	安全で住みよい地域社会を築くための防犯意識の高揚を図り、会議等を開催します。	安全安心課
生駒郡内児童・生徒の安全を確保するためのネットワーク	園児・児童・生徒に対して危険がおよぶ可能性のある犯罪及び事件等について、町内外の関係機関が連携して情報交換をすることで再発防止に努めます。	安全安心課 教育推進課

事業名	事業内容	担当課
「こども 110 番の家※」の旗の設置	子どもたちに対する犯罪を未然に防ぐため、町内の家庭や店舗に依頼し、子どもたちが事件に遭遇した際に逃げ込める目印となる「こども 110 番の家」の旗を設置します。また、定期的に設置状況や利用状況を把握し、子どもの安全を守る活動を推進します。	教育推進課
子どもの交通安全・防犯	「子どもの交通安全・防犯」をテーマに取り上げ、安堵町交通安全母の会、西和警察署の協力を得て、交通安全・防犯に関するＤＶＤを用い、講座をわかりやすく実施します。	安全安心課

③ 子どもの健全育成の推進

事業名	事業内容	担当課
放課後及び夜間の街頭巡回指導	青少年健全育成協議会が主体となり、夕刻及び夜間に寄り集まっている子どもの指導を実施します。	教育推進課
公園や道路等の整備	毎年度、公園の維持管理及び遊具等の点検・修繕を行います。中央公園では利用者の年齢層別にゾーンを分けるなどし、安全に公園を利用できるよう努めます。各大字の公園については、子どもが安全でのびのびと遊ぶことができるよう、自治会と協力して維持管理に努めます。また、道路補修等を計画的に進めるとともに、計画的に除草を行い維持管理に努めます。	事業課

※ 子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」等、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきた時にその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

（２）地域による子育ての充実

少子化や核家族化が進む中で、子どもと子育て家庭を支える地域の存在は欠かすことができません。地域のボランティアや安寿会（町老人会）等との交流を促進し、子どもの成長をサポートします。また、育児不安や虐待、いじめ、青少年期の問題等、さまざまな問題に対処するため、引き続き、住民・関係団体・行政機関・医療機関等が連携・協力するネットワークの構築を図ります。

① 地域における子育て支援の充実

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	遊びを通して、子育て中の親子の交流の場を提供します。子育て等に関する相談、支援、情報提供を行い、親子・家庭の支援につなげます。安堵こども園内に開設している「子育て広場あかり」では、毎月「あそびましょう」を開催します。福祉保健センター内に開設している「Living　Park　キラリエ」では、定期的に心身の発達に役立つ講座やパパ向け講座等を開催します。	安堵こども園 子ども家庭推進室
民生委員・主任児童委員による子育て支援事業	４か月児健康診査を受診する乳児や保護者を対象に、子育ての相談窓口の紹介やお皿、ガーゼハンカチの提供を通じ主任児童委員の役割を周知します。また、「子育て広場あかり」において乳幼児と保護者を対象とした遊びを通じた交流の実施や、いきいき子どもクラブにおいて小学生を対象にした工作や遊びを通じた交流を行います。さらに、安堵中学校の文化祭で薬物の標本パネルの展示等を行い、薬物乱用防止啓発活動を行います。	社会福祉協議会
子育てボランティア Be-輪の養成・支援	ボランティアきっかけ講座を２年に１回実施し、「子育てボランティア Be-輪」を養成します。また、円滑な活動ができるよう相談支援を行います。	健康福祉推進室 子ども家庭推進室 社会福祉協議会
絵本との出会い・絵本の広場	図書室が７か月児健康相談事業や３歳６か月児健康診査と連携し、絵本を通してぬくもりのある子育てを支援します。	健康福祉推進室 子ども家庭推進室 教育推進課
園庭開放	園の作品展・バザー開催等の行事の際に園庭を開放し、保護者の責任のもとで、親子・親同士・子同士がそれぞれ交流を深める場を提供します。	安堵こども園
高齢者との世代間交流	安寿会（町老人会）等と連携して、子どもたちがおもちつき、昔の遊びやものづくり等を行って、高齢者の豊かな技術を学ぶ機会を設けます。	安堵こども園 安堵小学校 社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課
幼児と小学生の交流活動	園児と小学生との交流（田植え・稲刈り・音楽会見学や芋掘り・秋見つけ体験等）を合う行い、地域の方と触れ合うとともに異世代間交流を深めます。	安堵こども園 安堵小学校
総合学習「思春期子育て交流体験事業」	小学６年生の総合的な学習の時間に生命の尊厳や慈しみの心、親への感謝の気持ちを育てるために、事前学習やおもちゃづくりを行い、実際に乳児健診・相談に来た乳児及びその保護者との交流を行います。	安堵小学校 健康福祉推進室
安堵こども食堂※支援事業	こども食堂への支援を通じて、地域における多様な居場所づくりを行うとともに、地域における交流の促進を図ります。	社会福祉協議会
子どもの居場所づくり	子どもの視点に立ち、意見を取り入れながら、不登校や貧困等の困難を抱える子どもたちを含むだれもが安全で安心して過ごせる居場所づくりの検討を進めます。	子ども家庭推進室 教育推進課

※ ＮＰＯや地域のボランティア団体等が主体となり、子どもが一人で利用できる、無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所。

② 子育て支援ネットワークの確立

事業名	事業内容	担当課
子育て支援ネットワークの確立	住民・関係団体・行政機関・医療機関等の町内におけるネットワークを強化し、子どもや家庭を取り巻く課題解決を図ります。	全課

■各関連機関の連携イメージ

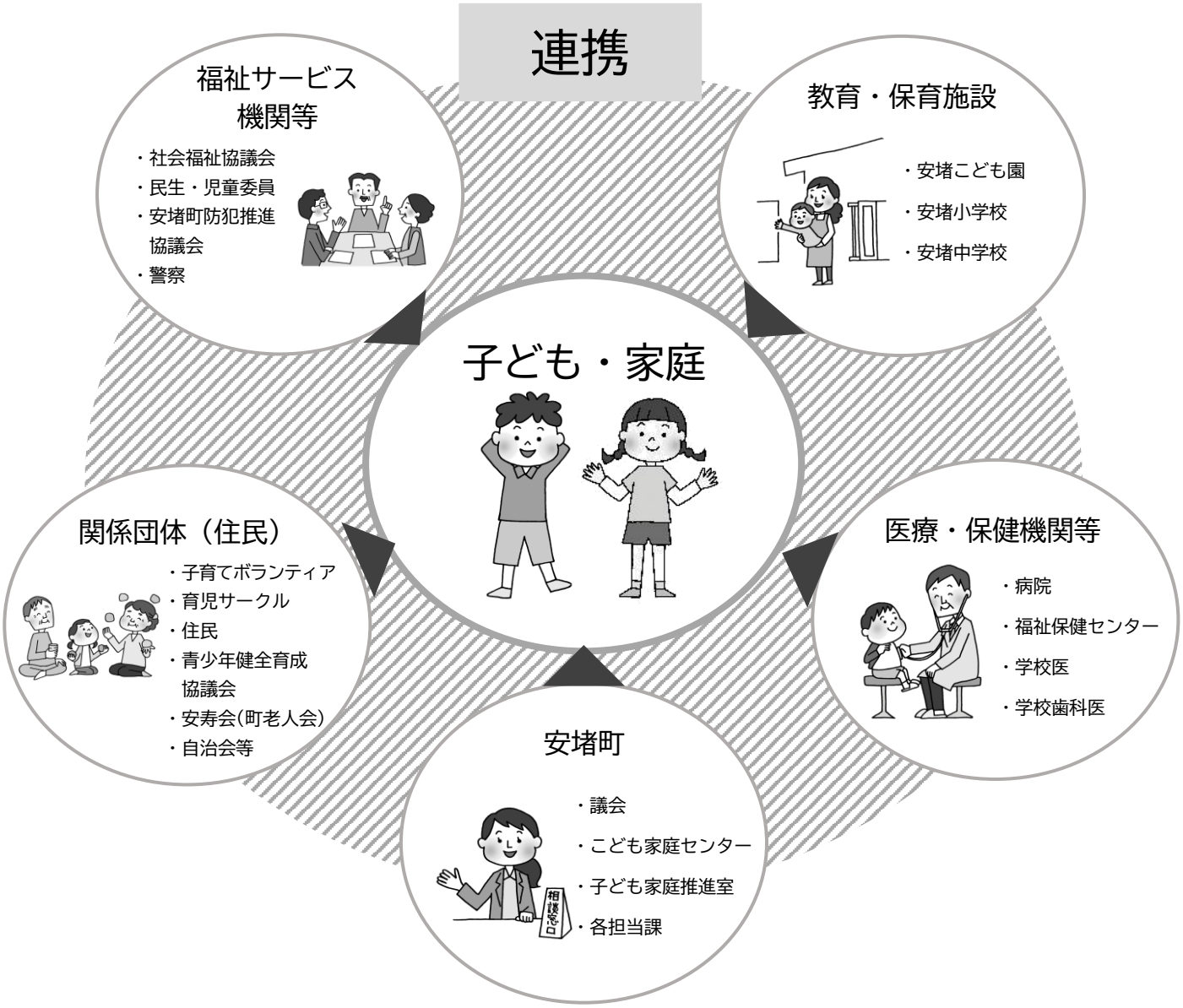

第５章　成育医療等基本方針に基づく評価指標

指標名		現状値 （令和６年度）	目標値 （令和 11 年度）
産後ケア事業の利用率		13.0%	20%
産後１か月時点での産後うつハイリスク者の割合		０% （令和５年度）	０%
妊婦喫煙率		０% （令和５年度）	０%
妊産婦の歯科健診・保健指導受診率		20% （令和５年度）	25%
かかりつけ医※を持っている子どもの割合	３・４か月児	66.7% （令和５年度）	75%
	３歳児	88.9% （令和５年度）	95%
かかりつけ医（歯科医師）を持っている子どもの割合（３歳児）		33.3% （令和５年度）	45%
むし歯のない３歳児の割合		86.8% （令和５年度）	90%
児童・生徒の痩身傾向児の割合	小学校	１%	０%
	中学校	0.9%	０%
児童・生徒の肥満傾向児の割合	小学校	11%	５%
	中学校	12.8%	6.8%
朝食を欠食する子どもの割合	小学校	2.4%	１%
	中学校	6.3%	３%
むし歯のない 10 代の割合（小学校）		76.2%	80%
この地域で子育てをしたい親の割合		91.1% （令和５年度）	95%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	３・４か月児	96.3% （令和５年度）	増加（維持）
	１歳６か月児	77.8% （令和５年度）	85%
	３歳児	68.6% （令和５年度）	75%
地域子育て支援拠点事業の実施数		２か所	２か所

※ 普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介等、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。

第６章　量の見込みと確保の内容

１　事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」（どのくらいの需要があるか）、「確保の内容」（どのくらい供給するか）、「実施時期」を定めるものとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を１圏域（全町）とします。

２　量の見込みと確保の方策

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する必要があります。また、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえたうえで設定することとされています。本計画の「量の見込み」については、各事業の利用実績等を踏まえて算出しています。

（１）教育・保育事業の提供

① 教育事業（１号認定）

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
	１号※	１号※	１号※	１号※	１号※
①量の見込み	16	14	14	13	14
②確保の内容	16	14	14	13	14
②－①	0	0	0	0	0

※２号認定のうち、教育の利用希望が強い者を含む。

【確保の方策】

安堵こども園において、１号認定対象者と教育のニーズがある２号認定対象者について確保します。

② 保育事業（２号・３号認定）

単位：人

	令和７年度				令和８年度			
	２号	３号			２号	３号		
	３歳～５歳	０歳	１歳	２歳	３歳～５歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込み	79	6	18	15	67	6	17	22
②確保の内容	79	6	18	15	67	6	17	22
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和９年度				令和10年度			
	２号	３号			２号	３号		
	３歳～５歳	０歳	１歳	２歳	３歳～５歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込み	66	6	16	21	61	6	15	20
②確保の内容	66	6	16	21	61	6	15	20
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和11年度			
	２号	３号		
	３歳～５歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込み	66	6	15	19
②確保の内容	66	6	15	19
②－①	0	0	0	0

【確保の方策】

安堵こども園において、２号認定対象者及び３号認定対象者について確保します。

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供

① 延長保育事業

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	19	19	18	18
②確保の内容	20	19	19	18	18
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

延長保育事業は、安堵こども園で実施しており（18:30～19:00）、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

② 放課後児童健全育成事業

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		70	69	64	64	53
	１年生	21	21	19	20	12
	２年生	21	18	18	17	17
	３年生	15	15	12	13	11
	４年生	7	7	7	6	6
	５年生	3	6	5	5	4
	６年生	3	2	3	3	3
②確保の内容		80	80	80	80	80
②－①		10	11	16	16	27

【確保の方策】

放課後児童健全育成事業は、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。今後も事業を推進し、子どもの居場所づくりを進めます。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、緊急的に支援が必要になる場合を考慮し、事業を利用できる体制を確保します。

④ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、仕事等の理由により平日の夜間や休日に一時的に支援が必要になる場合を考慮し、事業を利用できる体制を確保します。

⑤ 地域子育て支援拠点事業

単位：人回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,294	1,259	1,224	1,167	1,190
②確保の内容	1,294	1,259	1,224	1,167	1,190
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

地域子育て支援拠点事業は２か所で実施しており、今後も利用者のニーズに対応できるよう、親子の交流や子育て相談が気軽にできる場所として、保育施設の整備や保育の提供体制のより一層の充実を図ります。

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	26	25	23	25
②確保の内容	30	26	25	23	25
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり事業（幼稚園型）は、安堵こども園で実施しており、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

⑦ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	663	657	663	652	694
②確保の内容	663	657	663	652	694
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、安堵こども園で実施しており、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

⑧ ファミリー・サポート・センター（就学児のみ）

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ファミリー・サポート・センターは、実績・量の見込みともに０であるため、現時点では町内での実施予定はありません。

⑨ 病児保育事業

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	2	3	3	3
②確保の内容	1	2	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

病児保育事業は、他市町村の施設に委託して実施しており、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

⑩ 利用者支援事業

◎利用者支援事業

単位：か所

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者支援事業は、基本型及びこども家庭センター型を各１か所整備し、実施します。

◎妊婦等包括相談支援事業

単位：回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	147	147	141	135	129
②確保の内容	147	147	141	135	129
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対する相談支援事業を切れ目ない伴走型支援として実施します。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	29	28	28	27	26
②確保の内容	29	28	28	27	26
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業は、産婦訪問とともにすべての出生児に対して実施します。

⑫ 養育支援訪問事業

◎養育支援訪問事業

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	5	5	4	4	4
②確保の内容	5	5	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

養育支援訪問事業は、配慮を要する子ども・家庭を随時訪問し、相談や家事・育児の支援を行います。

◎子育て世帯訪問支援事業

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	51	49	47	46	44
②確保の内容	51	49	47	46	44
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て世帯訪問支援事業は、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

◎児童育成支援拠点事業※1

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

児童育成支援拠点事業は、現時点では事業実施の予定はありません。

◎親子関係形成支援事業

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	4	4	4
②確保の内容	5	5	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

親子関係形成支援事業は、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

◎子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業※2

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業は、関係機関との連携のもと、取り組みを実施します。

⑬ 妊婦健康診査

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	49	47	45	43
②確保の内容	49	49	47	45	43
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

妊婦健康診査は、母子健康手帳交付とともに妊婦健康診査補助券を発行して、すべての妊婦が健康診査を受けられるよう支援します。

※1 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

※2 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と連携強化を図る取り組みを実施する事業。

⑭ 産後ケア事業

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	14	16	18	20
②確保の内容	12	14	16	18	20
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

産後ケア事業は、各年度とも量の見込みを確保できる予定です。

⑮ 実費徴収に係る補足給付事業※1

実費徴収に係る補足給付事業は、引き続き事業の実施を予定しています。

⑯ 多様な主体の参入促進・能力活用事業※2

多様な主体の参入促進・能力活用事業は、現時点では事業実施の予定はありません。

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

単位：人日（必要定員数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	3	3	3	3
②確保の内容	0	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、提供体制の確保を図りつつ、事業のニーズの把握に努めます。また、令和７年度までは地域子ども・子育て支援事業、令和８年度以降は乳児等支援給付として実施します。

※1 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）を助成する事業。

※2 多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対する費用の一部補助、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行う事業。

第７章　計画の推進にあたって

１　計画の推進の担い手と役割

（１）子ども・家庭・地域

① 子どもたち自身が、自分の持っている力を伸ばして育とうとする意欲を持つこと。
② 子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭が、社会の基礎となり、子どもを育てる力を持つこと。
③ 地域が人と人とのつながりを大切にして、子どもや子育て家庭を見守り、支える意識を持つこと。

それらがうまく発揮できるまちになるため、地域住民と共に、地域全体で子育てを支援していく体制づくりをさらに進めます。

（２）関係機関・関係行政

住民と関係機関・関係行政が協働することで、地域の実情がより明確になり、実情に応じた効果的かつ、着実な計画の推進を図ることができます。住民や住民組織等の理解と自主的な取り組みを支援するなど、持てる地域資源を最大限に活用しながら、住民と行政が協働して推進していく体制の整備に努めます。そして、地域における子育て支援や子育て相談、母子保健施策、児童の健全育成対策等の充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

２　計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、ＰＤＣＡサイクルの考え方を踏まえ、庁内関係各課において計画の進行状況等の評価・点検を行うとともに、「子ども・子育て会議」を毎年度実施し、施策の実施状況等についての評価・検証を行います。

資料編

１　用語解説

あ行

○ＥＰＤＳ（産後うつ病質問票）（ｐ33）
　エジンバラ産後うつ病質問票のことであり、産後うつ病を早期に発見し、必要な援助を提供するためのスクリーニングテスト。

○医療的ケア児（ｐ36）
　人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か行

○かかりつけ医（ｐ46）
　普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介等、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。

○合計特殊出生率（ｐ７）
　その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

○こども家庭センター（ｐ30）
　令和４年に改正された「児童福祉法」において、各自治体が設置に努めることとされた機関であり、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。

○こども基本法（ｐ１）
　子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月に施行された。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映等について定めている。

○子ども・子育て関連３法（ｐ１）
　平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことで、子ども・子育て支援制度の根拠法。

○こども食堂（ｐ44）
　ＮＰＯや地域のボランティア団体等が主体となり、子どもが一人で利用できる、無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所。

○子どもの貧困（ｐ１）
　生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもの状態。

○こども110番の家（ｐ42）
　子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」等、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきた時にその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

○子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（ｐ54）
　要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と連携強化を図る取り組みを実施する事業。

さ行

○実費徴収に係る補足給付事業（ｐ55）
　保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）を助成する事業。

○児童育成支援拠点事業（ｐ54）
　養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

○スクールカウンセラー（ｐ35）
　臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童・生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人のこと。

○成育医療等基本方針（ｐ２）
　「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて成育医療等の施策に関する基本的な考え方や役割、施策等を示した基本方針。

○生殖補助医療（ｐ32）
　体外受精・顕微授精等の高度不妊治療法の総称。

た行

○多様な主体の参入促進・能力活用事業（ｐ55）
　多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対する費用の一部補助、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行う事業。

○ＴＴ（ティーム・ティーチング）方式（ｐ31）
　複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つの子ども集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導にあたる方式。

○特別支援教育支援員（ｐ36）
　小・中学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりする人材。

は行

○ファミリー・サポート・センター（ｐ24）
　乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

や行

○ヤングケアラー（ｐ26）
　本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。

○要保護児童対策地域協議会（ｐ40）
　福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス（ｐ27）
　「仕事」と子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態。

２　安堵町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第１条　子ども・子育て支援に関する事業の実施にあたり、子ども・子育てに係る関係者等から広く意見を聴取するため、安堵町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項各号に掲げるもの。

（２）　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第３条　会議の委員は、１５人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　子どもの保護者

（３）　子ども・子育て支援関係者

（４）　教育関係者

（５）　その他町長が必要と認める者

（会長等）

第４条　会議に会長及び副会長それぞれ１名を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長が互選される前に召集する会議は、町長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

４　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、子ども家庭推進室において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月１日告示第２３号）

（施行期日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日告示第３８号）

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

３　安堵町子ども・子育て会議委員名簿

（順不同・敬称略）

所属（役職）	氏　名	備考
帝塚山大学　こども教育学科（教授）	石田　慎二	会長
奈良県中和福祉事務所（所長）	小泉　辰男	
安堵町議会代表（副議長）	淺野　勉	副会長
安堵町区長会代表（会長）	辰巳　和秀	
安堵町主任児童委員	谷野　美保子	
安堵町主任児童委員	大川　育代	
安堵町ＰＴＡ連絡協議会代表（会長）	西本　陽子	
安堵こども園愛護会代表（会長）	西浦　千晶	
安堵町子ども会連絡協議会代表（会長）	吉﨑　惠子	
安堵町教育長	辰己　秀雄	

４　策定経過

年月日	内　容
令和６年 ３月 11 日～３月 25 日	子育て支援に関するアンケート調査の実施
７月 30 日	第１回　第３期安堵町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の概要及び制度動向について ・アンケート調査結果の報告
11 月 29 日	第２回　第３期安堵町子ども・子育て会議 ・計画素案の検討
令和７年 １月 27 日～２月５日	パブリックコメントの実施
２月 21 日	第３回　第３期安堵町子ども・子育て会議 ・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の確認 ・次年度実施事業について

第３期安堵町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和７年３月
発行・編集：安堵町　子ども家庭推進室
〒639-1061　奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 番地
TEL：0743-57-1591　FAX：0743-57-1592